

第4章

施策の展開



第4章 施策の展開



本計画の将来像「住み慣れた地域で自分らしく健やかに安心・安全に暮らせるまち～ずっと吹田で、ずっと元気に～」をめざし、進めていく取組について、8つの基本目標ごとに、計画期間及び平成37年（2025年）に向けた施策展開の方向性や方策等を定めます。

章の構成等について

1 基本目標ごとに現状と今後の状況、課題をまとめています

現状

基本的に、平成28年度（2016年度）の実績を掲載しています。ただし、平成29年度（2017年度）から事業開始をしたものについては、平成29年度（2017年度）の実績を掲載しています。

各種調査結果

平成28年度（2016年度）に実施した高齢者等実態調査（表中は「実態調査」と記載しています。）の結果や、他の室課が実施した調査、国勢調査、厚生労働省等の調査結果を掲載しています。高齢者等実態調査は、基本的に、調査対象者全体（65歳以上の方、要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方）の結果です。一部、非認定・要支援者や要介護認定者などに限って実施したもの等については、その結果を掲載しています。

2 施策の方向ごとに主な取組をまとめ、3年間で重点的に取り組んでいくものを定めています

主な取組・担当室課・関連室課

基本目標達成のための取組を施策の方向ごとにまとめています。3年間で重点的に取り組んでいくものについては、「重点取組」としてしています。取組は77あり、うち重点取組は28です。

取組を主に進めていく室課を「担当室課」とし、担当室課が取組を進めていくに当たり、ともに取り組んでいく室課を「関連室課」としてしています。

想定事業量

平成28年度（2016年度）の実績をもとに、今後3年間及び平成37年度（2025年度）の事業量の見込みを「想定事業量」として示します。

基本目標 1 生きがいくりと健やかな暮らしの充実

■ 1 現状と今後の状況、課題

施策の方向 1 高齢者の地域活動や社会参加の促進

現状 平成 28 年度(2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ * 高齢者生きがい活動センター利用者数 52,278 人 ・ * いきがい教室参加者数 6,585 人 ・ 高齢クラブ会員数 13,735 人 ・ 地区公民館主催講座 延べ開催件数 1,849 件 / 延べ受講者数 53,064 人 ・ * 地区福祉委員会 * いきいきサロンに参加した地区福祉委員の人数 5,075 人 * ふれあい昼食会に参加した地区福祉委員の人数 3,799 人 ・ シルバー人材センター 会員数 1,842 人
実態調査 平成 28 年度 (2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生きがいが「ある」高齢者 51.1% ・ いきいきした地域づくり活動に参加者として「参加意向がある」 57.3% （「是非参加したい」と「参加してもよい」の和 / 非認定・要支援者のみ） ・ 何らかの自主活動に参加している人の方が幸福度が高い ・ 今後の就労意向 「仕事をしたい（し続けたい）またはする予定」 16.6%
国勢調査 平成 27 年度 (2015 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上就業者数 17,021 人（65 歳以上人口に占める割合 20.2%）
課題	生きがいくりの推進と、地域活動への参加や社会参加の促進が必要

施策の方向 2 生涯を通じた健康づくりの推進

現状 平成 28 年度(2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者スポーツ教室参加者数 11,788 人 ・ 市民スポーツ講座「運動はええよ！」参加者数 1,130 人 ・ 健康づくり講座参加者数 4,017 人 ・ 健康長寿健診 受診者数 14,567 人
実態調査 平成 28 年度 (2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主観的健康感「とてもよい」 10.3% ・ 習慣的な運動「行っている」 55.6% ・ 参加したい自主活動 1 位「健康・スポーツ」 35.3%
市民意識調査 平成 26 年度 (2014 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週 1 回以上の運動・スポーツを行っている 成人（20～84 歳） 36.7% / 60 歳以上 44.6%
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 習慣的に運動を行っている人が少ない ・ 健康診査や各種検診の受診率向上が必要

■ 2 課題解決に向けた施策の展開

高齢期を迎えても、健康でいきいきと暮らすことができるよう、生涯学習や生涯スポーツとも連携し、生きがいづくり・健康づくりの推進に取り組みます。

施策の方向1 高齢者の地域活動や社会参加の促進

高齢者がいきいきと健康に暮らしていけるよう、高齢者が生きがいを持ってさまざまな活動に参加できるようにするとともに、就労の機会が確保できるよう支援していきます。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)生きがいづくりの充実		高齢福祉室	—
(2)生涯学習の推進		まなびの支援課	中央図書館
(3)地域活動参加への支援		高齢福祉室	子育て支援課 市民自治推進室 中央図書館
(4)就労への支援		高齢福祉室 地域経済振興室	—

施策の方向2 生涯を通じた健康づくりの推進

高齢者が健やかに暮らし続けることができるよう、積極的な健康づくりを推進するとともに、健康診査や各種検診、口腔ケアなどを通じて高齢者自らが健康管理を行えるよう支援していきます。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)生涯スポーツの推進		まなびの支援課 文化スポーツ推進室	—
(2)健康診査及び各種検診の啓発及び受診率の向上	★	保健センター 国民健康保険室	—
(3)口腔ケアへの支援		保健センター 高齢福祉室	—
(4)疾病予防の推進	★	保健センター 国民健康保険室	—
(5)* 北大阪健康医療都市「健都」における健康づくりなどのプログラムの実施		北大阪健康医療都市推進室	中央図書館

施策の方向1 高齢者の地域活動や社会参加の促進

（1）生きがづくりの充実

- 高齢者生きがい活動センターは、高齢者が教養を深め、または相互に交流し仲間づくりや世代間交流を図ることにより生きがづくりや社会参加を進めるための拠点です。指定管理者制度導入施設として、多様化する高齢者のニーズの把握に努めながら、センター主催事業の充実など、より効果的・効率的な管理運営を推進していきます。
- 初歩的な趣味の教室であるいきがい教室において、市民ニーズに適切に対応し、より多くの方に受講していただけるよう、定期的に科目や定員数の見直しを行っています。講師も広く公募しており、高齢者の活躍の機会ともなっています。受講を終えた後、経験やネットワークを地域で生かせるよう、委託先である吹田市高齢クラブ連合会から地域の高齢クラブ活動への案内やOB会結成の促進等を行っています。
- 高齢クラブの活動実態や高齢者のニーズを把握することにより、高齢クラブへの加入・参加を促し、高齢クラブ活動の活性化を図ります。
- * 高齢者いこいの家において、高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための施設として、相談及び教養講座、いきがい教室等を実施していきます。

<想定事業量>

	第6期実績	第7期見込み			第9期見込み
	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
高齢者生きがい活動センター利用者数	52,278人	53,231人	53,655人	54,083人	57,490人

※60歳以上人口の増加率と同率で利用者数が増加すると仮定して算出しています。

（2）生涯学習の推進

- 学びを通じて様々な生涯学習活動の契機となり、人生をより豊かにするための教養や現代的課題を深める「学びの場」として生涯学習吹田市民大学の大学連携講座や特別講座を開催していきます。開催に当たっては、より身近な場所で学ぶことができるよう、地域の学びの場である地区公民館との共催で実施するなど、より多くの市民が受講できるようにします。
- 「歩いて行ける」身近な学びの場である地区公民館や市立図書館において、趣味や教養、高齢化や健康づくりなど現代的課題に応じた講座を提供し、地域住民の生涯学習活動の支援を図っていきます。より多様な講座を開催するため、関係部局との連携を深め、高齢者が手軽に取り組めるストレッチなど、健康づくりにも役立つ講座を進めていきます。

（3）地域活動参加への支援

- 元気な高齢者が地域で社会参加できる機会の確保と介護予防の観点から、**介護支援サポーター**の養成を進めます。登録者数、活動者数の更なる増加を図るため、委託先の社会福祉法人吹田市社会福祉協議会と連携しながら、活動できる施設の開拓や受入施設への再度の制度周知、研修を行っていきます。
- 気軽に利用できる世代間交流の場と高齢者の閉じこもり対策拠点となる***ふれあい交流サロン**について、引き続き運営補助を行い、実施団体への支援を図ります。
- 吹田市高齢クラブ連合会が、介護予防や高齢者相互の生活支援を行う地域福祉の担い手として、**高齢者友愛訪問活動**や生きがいづくり、健康づくりの活動・事業を行えるよう支援していきます。
- 高齢者が参加者として、また企画・運営の担い手として参画できる地域活動等の情報**について、広域型生活支援コーディネーターが関係機関と連携しながら情報を一元化できるよう支援するとともに、身近な場所で情報を得られるようホームページの活用や、高齢者生きがい活動センター、市立図書館、***市民公益活動センター（ラコルタ）**、ボランティアセンターなど、高齢者が多く利用する公共施設等との連携により、情報発信の多様化を図ります。
- 地域活動等に必要な場所を確保できるよう、介護サービス事業者や民間企業等の空きスペースの活用を図ります。場所の確保により、身近なところで気軽に参加しやすい環境づくりに努めます。

 **コラム 9**

毎月読んでね！市報に掲載

～高齢者向けコーナー「はつらつ」～

「高齢者向けの教室に参加してみたいけど、どこにそんな情報があるんやろ？」

毎月1日発行の「市報すいた」に、**高齢者向けコーナー「はつらつ」**があるのをご存知ですか？
 高齢者向けの講座や研修会、教室、介護予防活動などの他、皆さんに知っていただきたい情報をまとめて、発信しています。

ぜひ毎月、読んでくださいね！



吹田市民はつらつ元気大作戦

名 称	日時・ところ	定員	申し込み・問い合わせ先
吹いと介護予防講演会	3月9日(日) 吹と市民センター3階309号	先着 80人	吹と市民センター ☎0317・5461 ☎0317・5469
訪問型短期集中サポートサービス	2月1日(日)吹と市民センター3階309号	先着 80人	吹と市民センター ☎0317・5461 ☎0317・5469

高齢者生きがい活動センター

☎0311-2111 ☎155-2155 ☎155-2177

クラフト講座

つるし籠を作ります。

☎2月18日(日)吹と市民センター3階309号 定員30人 ☎1500 ☎2月2日(日)吹と市民センター3階309号

（4）就労への支援

- 公益社団法人吹田市シルバー人材センターを通じ、高齢者の労働能力の活用と高齢者のニーズに応じた就業機会の確保を進めます。
- * J O Bナビすいたにおいて就業意欲のある高齢者の就職支援をすることにより、就労を通して豊かな社会生活を営めるよう支援していきます。

<想定事業量>

	第6期実績	第7期見込み			第9期見込み
	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
シルバー人材センター 会員数	1,842人	1,907人	1,939人	1,971人	2,134人

※平成39年度（2027年度）に2,200人となることを想定し、平成28年度（2016年度）の実績との差を等分し、前年度末会員数に加えて算出しています。

施策の方向2 生涯を通じた健康づくりの推進

（1）生涯スポーツの推進

- 市内に6館ある市民体育館において、リフレッシュ体操や健康ストレッチ、ストレッチ&ダンベル、レクリエーションスポーツ等の高齢者スポーツ教室を開催し、高齢者がスポーツに取り組む環境づくりを進めます。参加者は女性が多いことから、周知方法や内容を検討し、より多くの男性も参加できるようにしていきます。
- 加齢に伴う特性を理解するとともに、運動方法などの正しい知識を身につけ、安全にきめ細かい指導が行える高齢者スポーツの指導者を養成・育成するとともに、各地域において住民主体で「すいた笑顔（スマイル）体操」を実施するため、指導者がサポート役として活動できるよう支援していきます。
- 運動と栄養について学ぶため、市民スポーツ講座「運動はええよ！」を実施していきます。市民ニーズに即した事業となるよう、保健センターが行う健康教室などの他部署の取組とも連携しながら、内容の充実を検討していきます。
- 身近な地域で、顔なじみの仲間と気軽に取り組める運動を継続して行えるよう、地区公民館において、*ロコモティブシンドローム予防を含む健康づくり講座を実施します。

（2）健康診査及び各種検診の啓発及び受診率の向上 **重点取組**

- 40歳から74歳までの吹田市国民健康保険加入者を対象とした、国保健康診査（特定健康診査）及び特定保健指導について、一般社団法人吹田市医師会等とも連携しながら、受診率の向上及び特定保健指導実施率の向上を図ります。
- 75歳以上の方を対象に実施している後期高齢者医療健康診査の受診率の向上を図るとともに、市独自で心電図検査や貧血検査等を健康長寿健診として追加し、疾病の早期発見・早期治療につなげます。
- がんの早期発見と健康保持・増進のため、がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん・前立腺がん）の受診率向上を図ります。
- 骨粗しょう症の予防のため、検診の受診率向上を図るとともに、若年層への骨粗しょう症予防の啓発の強化のため、ロコモティブシンドロームについての啓発を進めます。
- 特定健診・がん検診の受診や健康講座の参加等をポイント化し、一定のポイントに達した市民に対し、特典として商品を付与する健康ポイント事業により、市民の健康意識の向上と主体的な健康づくりに向けての行動変容につなげます。

（3）口腔ケアへの支援

- 高齢期においては、しっかり食べるために歯と口腔の健康を維持することが重要となります。*誤嚥性肺炎（ごえんせいはいえん） 予防のためにも、噛むことの大切さを知り、定期的に歯科健診を受診することにより、かかりつけ歯科医を持ち、口腔機能を向上させることが大切です。
- 歯科疾患の予防や早期発見、早期治療へつなぐため、成人歯科健康診査の受診勧奨を行い、受診率向上を図るとともに、75歳以上の方には口腔機能検査等を追加して実施し、口腔機能状態に応じた保健指導を行います。
- 口腔ケアセンターにおいて、歯科衛生士が市民からの相談に随時対応するとともに高齢者向けの教室などを行い、歯と口腔の健康づくりに努めるとともに、さまざまな機会をとらえ事業の周知を行います。
- 要介護状態となった高齢者には、「在宅寝たきり高齢者等訪問歯科事業」や口腔ケアセンターでの「介護職向け口腔ケア実践講座」などを通じ、口腔ケアへの支援を図るとともに、口腔ケアの重要性について、要介護者、家族介護者や介護サービス事業者への周知を図っていきます。
- 「吹田市歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、市民の歯と口腔の健康づくりを推進します。
- 一般介護予防事業として「お口からはじまる健康教室」や「口腔機能向上講演会」を実施し、口腔機能の向上を図ります。



コラム 10

8020（ハチマルニマル）運動って？

8020運動とは「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう。」という厚生労働省や公益社団法人日本歯科医師会が推進する運動のことです。

吹田市で成人歯科健康診査を受診した人のうち、8020を達成した人の割合は、67.8%で、全国調査（平成28年（2016年）歯科疾患実態調査）の51.2%を上回っています。

しかし、第7期計画策定のために行った、高齢者等実態調査（平成28年度（2016年度）実施）の結果では、8020達成者（※）は45.9%となっています。

成人の永久歯28本から32本のうち、20本あれば、ほぼ満足した食生活を送ることができると言われてしています。

健診に行ったり口腔ケアに努めることで、生涯自分の歯で食べる喜びを味わいましょう！

※ 8020達成者は75歳以上85歳未満で「自分の歯が20本以上ある」の回答数値から推計

8020 運動



（公社）日本歯科医師会
PRキャラクター
「よ坊さん」

（一社）吹田市歯科医師会
PRキャラクター
「すいしマン」

（4）疾病予防の推進 **重点取組**

- 喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病、*COPD（慢性閉塞性肺疾患）、歯周病といった多くの生活習慣病の危険因子となります。喫煙や受動喫煙がCOPDに影響することはあまり知られておらず、高齢になってCOPDの症状が出る人も少なくありません。たばこや受動喫煙の害を知るとともに、喫煙者は禁煙に挑戦することが大切です。そのため、禁煙外来での治療費の一部を助成する**禁煙治療費助成制度**による個人の禁煙のための取組の支援や**受動喫煙防止対策**など総合的なたばこ対策の推進を図ります。
- 国保健康診査で特定保健指導の対象外となる人で、糖尿病が重症化するリスクが高い人を対象に、主治医と連携し、**糖尿病性腎症重症化予防**に取り組めます。
- 感染症から高齢者の健康を守るため、**季節性インフルエンザ**や高齢者の***肺炎球菌感染症の定期接種**を市内の予防接種協力医療機関にて実施し、発病や重症化の予防に努めます。

（5）北大阪健康医療都市「健都」における健康づくりなどのプログラムの実施

- JR岸辺駅北側に広がる**北大阪健康医療都市「健都」**では、国立循環器病研究センターや市立吹田市民病院の移転をはじめ、複数のウォーキングコースや様々な健康遊具を配置した「健都レールサイド公園」の整備、生活習慣病予防や地域包括ケアといった機能を持つ住宅環境のモデルケースである「*高齢者向けウェルネス住宅」の整備など、様々な事業主体による「健康・医療」をコンセプトとしたまちづくりが進められています。
- 「健都」においては、国立循環器病研究センターを中心に***医療クラスターの形成・医療イノベーションの創出**をめざす一方、市民自らが健康に「気づき」、「学び」、「楽しみ」ながら、健康づくりや社会活動、生涯学習に参加することができるなど、多世代が活躍できる環境づくりをめざしています。
- 具体的には、平成30年度（2018年度）から、健都レールサイド公園において健康づくりや生きがいづくりなどに取り組めるプログラムを実施していきます。平成31年度（2019年度）までには、こうしたプログラムを健都全体で延べ138件実施することを目標としています。また、平成32年度（2020年度）には（仮称）健都ライブラリーの供用開始により更なる健康増進の取組を進めることで「健都」を訪れる人が健康への意識や行動を変えるよう促し、健康でアクティブなライフスタイルの創出をめざして取り組んでいきます。

基本目標 2 相談支援体制の充実

■ 1 現状と今後の状況、課題

施策の方向 1 地域包括支援センターの適切な運営と機能強化

現状 平成 28 年度(2016 年度)	・ 直営地域包括支援センター 5 か所、委託型地域包括支援センター 10 か所
課題	地域包括ケアシステム構築の中核機関としての地域包括支援センターの更なる機能強化が必要

施策の方向 2 地域包括支援センターを核としたネットワークの構築

現状 平成 28 年度(2016 年度)	・ 総合相談支援件数 17,801 件 ・ *地域ケア会議 34 回開催
実態調査 平成 28 年度 (2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの認知度 「知っているし、利用したことがある」+「利用したことはないが知っている」 41.7% ・ 地域包括ケアシステムを作るために大切なこと 「専門機関が連携してサービスを一体的に提供する仕組みを作ること」 55.8% ・ 高齢者保健福祉について充実を望む施策 「地域包括支援センターなど気軽に利用できる相談窓口の整備」 28.3%
課題	地域包括支援センターを中心とした相談支援の更なるネットワークが必要

施策の方向 3 地域での支え合い機能の強化

現状 平成 28 年度(2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者支援事業者との連携による見守り事業 協力事業者数 502 事業者 (累積) ・ 地区福祉委員会によるグループ援助活動 1,672 回・延べ 83,175 人参加
実態調査 平成 28 年度 (2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者保健福祉について充実を望む施策 「高齢者の見守り活動」 25.8%
課題	高齢者を地域で支えるため、地域の団体や民間企業との連携によるネットワークの更なる構築が必要

施策の方向 4 介護者支援の充実

現状 平成 28 年度(2016 年度)	・ 介護相談件数 1,800 件
実態調査 平成 28 年度 (2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な介護者が不安に感じる介護等 「認知症状への対応」 31.6% 「外出の付き添い、送迎等」 28.5% 「夜間の排泄」 27.1% ・ 主な介護者が介護を主な理由として仕事をやめた 10.9% ・ 仕事と介護の両立に効果がある支援 「介護休業・介護休暇等の制度の充実」 28.0% ・ 男性介護者「60 代以上」 77.7% 被介護者との続柄「配偶者」 55.9% ・ 男性介護者が不安に感じる介護等 「その他の家事（掃除、洗濯、買物等）」 32.7% 「食事の準備（調理等）」 28.7%
課題	在宅介護における不安を解消するための支援が必要

施策の方向 5 権利擁護体制の充実

現状 平成 28 年度(2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待対応件数 66 件（うち夫・息子による虐待件数 49 件・74.2%） ・ 高齢者虐待対応短期入所生活介護 3 名・延べ 71 日の利用 ・ 成年後見制度利用支援事業 28 件 ・ *日常生活自立支援事業 「福祉サービスの利用援助」92 人、日常の金銭管理サービス 91 人、その他書類等預かりサービス 26 人
実態調査 平成 28 年度 (2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待防止のために必要な取組 「家族などの介護者に対する支援」 56.3%（認定者の介護者） ・ 成年後見制度の認知度 27.2%
課題	高齢者の権利擁護のための取組の更なる周知が必要

■ 2 課題解決に向けた施策の展開

地域包括ケアシステム構築の中核機関である地域包括支援センターと地域のさまざまな相談窓口との連携強化により、相談支援体制の充実を図ります。

施策の方向1 地域包括支援センターの適切な運営と機能強化

高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターの適切な運営及び機能の充実を図ります。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)地域包括支援センターの適切な運営と機能強化	★	高齢福祉室 内本町・亥の子谷・千里NT地域 保健福祉センター	—

施策の方向2 地域包括支援センターを核としたネットワークの構築

地域包括支援センターを中心に、関係機関やその他の相談窓口との連携を強化します。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)相談窓口の周知・充実	★	高齢福祉室・内本町・亥の子谷・ 千里NT地域保健福祉センター	—
(2)相談支援の連携体制の構築		高齢福祉室・内本町・亥の子谷・千里NT 地域保健福祉センター・福祉総務課 生活福祉室・障がい福祉室	—
(3)地域包括支援センターと関係機関との ネットワークの構築		高齢福祉室・内本町・亥の子谷・ 千里NT地域保健福祉センター	—
(4)民間企業等が実施する生活支援サービ スへの支援			—

施策の方向3 地域での支え合い機能の強化

地域の団体や民間企業とも連携し、重層的なネットワークの構築を進めます。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)地域における支え合い活動への支援		高齢福祉室・内本町・亥の子谷・千里NT 地域保健福祉センター・福祉総務課	警防救急室 水道部総務室

施策の方向4 介護者支援の充実

高齢者の介護に携わる家族の負担軽減のための支援及び介護離職防止に向けた取組を推進します。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)家族介護者への支援の充実	★	高齢福祉室・内本町・亥の子谷・ 千里NT地域保健福祉センター	—
(2)男性介護者への支援の充実			—
(3)介護離職防止に向けた取組の推進		高齢福祉室・内本町・亥の子谷・千里NT 地域保健福祉センター・地域経済振興室・ 男女共同参画室・男女共同参画センター	—

施策の方向5 権利擁護体制の充実

高齢者が尊厳ある暮らしを送ることができるよう、権利擁護の取組を進めます。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)権利擁護事業の充実		高齢福祉室・内本町・亥の子谷・千里NT 地域保健福祉センター・福祉総務課・ 障がい福祉室	—
(2)高齢者虐待への適切な対応の促進		高齢福祉室・内本町・亥の子谷・ 千里NT地域保健福祉センター	—
(3)高齢者虐待防止に向けた取組の推進	★	高齢福祉室・内本町・亥の子谷・千里NT 地域保健福祉センター・人権平和室	—
(4)消費者被害の防止に向けた啓発の推進	★	市民総務室・高齢福祉室・内本町・亥の子 谷・千里NT地域保健福祉センター	—

施策の方向1 地域包括支援センターの適切な運営と機能強化

（1）地域包括支援センターの適切な運営と機能強化 **重点取組**

- 地域包括支援センター**は地域包括ケアシステム構築の中核機関として、地域の高齢者及びその関係者を対象に、三職種（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）等が適切なサービスを継続的に提供していくための窓口です。
- 地域包括支援センターは、平成18年度（2006年度）に直営で4か所を整備しました。うち2か所については、地域保健福祉センターに地域包括支援センターの機能を付加したものです。その後、平成24年（2012年）9月に、3館目の地域保健福祉センターを開設し、直営型で5か所としました。地域のより身近な場所で相談できる体制を整備するため、委託型で平成24年（2012年）10月に7か所、平成28年（2016年）4月に3か所を増設し、現在は直営型5か所、委託型10か所の計15か所としています。
- 平成29年度（2017年度）には、三職種4名の配置とし、体制を強化しました。
- 平成30年度（2018年度）に直営型地域包括支援センター2か所を委託し、今後も他の直営型地域包括支援センターの委託を進め、市は基幹型地域包括支援センターとして統括的役割を果たしていきます。すべての地域包括支援センターが地域における高齢者の身近な相談窓口としての役割を確実に発揮できるよう、**センター間の役割分担及び情報共有、連携強化**を進めるとともに、日常的な会議や研修を通じて**職員のスキルアップ**や**フォロー体制の充実**を図ります。
- 各地域包括支援センターの運営が適切かつ公平、公正に行われているか、市民にとって利用しやすい地域包括支援センターであるか、高齢者にとって最前線の相談窓口であるかとの視点から点検・評価を行い、その評価を公表するとともに、すべてのセンターが地域に根ざした、地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を果たせるよう努めます。
- 各地域包括支援センターにおいて、高齢者等実態調査（平成28年度（2016年度）実施）によって明らかとなった地域別の結果を生かし、地域特性に応じた相談支援を進めていきます。

施策の方向2 地域包括支援センターを核としたネットワークの構築

（1）相談窓口の周知・充実 **重点取組**

- 地域包括支援センターは、高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、介護保険や福祉サービスに関する情報提供や関係機関の紹介を行うとともに、必要に応じ、関係部局やさまざまな関係機関と広く連携し、専門的・継続的な支援、緊急の対応を行い、多様なニーズに対応した**総合相談支援**を行っていきます。
- 地域包括支援センターが高齢者の相談窓口として、市民にとってより身近な存在になるよう、出前講座、認知症サポーター養成講座等の場を活用するとともに、様々な機会を通じてちらし等を配布するなど、**地域包括支援センターの周知**に努めます。特に、高齢者等実態調査（平成28年度（2016年度）実施）で地域包括支援センターの認知度が低かった豊津・江坂・南吹田地域、片山・岸部地域において、重点的に周知を進めます。
- 地域包括支援センターの相談時間外に、高齢者やその家族からの、介護・健康・医療等に関する電話相談をフリーダイヤルで受け付ける**高齢者・介護家族電話相談事業（高齢者サポートダイヤル ☎0120-256594（にっこり、老後のくらし））**の周知を行い、24時間のきめ細かな相談体制の構築を図っていきます。

（2）相談支援の連携体制の構築

- 社会福祉法人吹田市社会福祉協議会に配置している***コミュニティソーシャルワーカー（CSW）**は、個別支援と地域福祉活動への支援を行う専門職です。地域団体や関係機関と連携し、支援を必要としながら相談支援に結びついていない人への働きかけを行うなど、福祉課題の早期発見や解決を行っています。
- 平成27年度（2015年度）から設置している**生活困窮者自立支援センター**では、生活困窮者への相談支援を行っています。経済的な課題だけでなく複合的な課題を抱え、社会的に孤立していることも多いことから、相談窓口に繋がらない場合が多くあり、関係機関との連携強化により早期支援に結びつけることが必要です。
- 高齢者人口の約16.5%が障がい者で、高齢障がい者がサービスを利用しやすいよう、新たに***共生型サービス事業所**が制度化されます。地域共生社会に向け、***基幹相談支援センターや障がい者相談支援事業所**等と連携し、お互いの制度を十分に活用できる体制を整え、支援をしていくことが必要です。
- 今後、認知症の人も増加し、精神障がいや***難病**など、複合課題を抱える高齢者が増えることも予想されることから、保健所や病院等、関係機関との連携もより一層必要となります。
- 地域包括支援センターは、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や、***民生委員・児童委員、地区福祉委員**等との連携に努め、情報が寄せられやすい体制の構築を図ります。

（3）地域包括支援センターと関係機関とのネットワークの構築

- 地域ケア会議では、関係機関が集まり、援助を必要とする高齢者及びその家族に対し、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供できるよう、援助に関わる関係機関のネットワークの構築を進めています。
- 今後も、関係機関や地域の人々との連携がより円滑となり、地域の課題が明らかになるよう、高齢者等実態調査（平成28年度（2016年度）実施）によって明らかとなった地域別の結果を生かした課題検討や、多職種による個別事例の検討などの会議を重ねていくとともに、地域ケア会議の趣旨を広く事業者に伝え、より多くの参加を促しながら顔の見える関係づくりに努めます。また、地域における支援困難事例に対応するため、随時会を積極的に開催していきます。

（4）民間企業等が実施する生活支援サービスへの支援

- 高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、民間企業やシルバー人材センター等が実施している生活支援サービスについて、広域型生活支援コーディネーターがリスト化した情報を活用し、地域包括支援センターから情報提供を行っていきます。また、これらのサービスの質の確保ができるよう、実施主体に対し、出前講座や認知症サポーター養成講座などを行っていきます。

施策の方向3 地域での支え合い機能の強化

（1）地域における支え合い活動への支援

- 社会福祉法人吹田市社会福祉協議会では、住み慣れた地域で誰もが安心して生活できるよう住民同士で支え合うことを目的に、市内 33 地区で地区福祉委員会を組織し、「ふれあい昼食会」や「いきいきサロン」等を実施しています。
- 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣に委嘱された地域のボランティアとして、地域住民の立場に立って、相談支援活動や啓発活動等を行っています。
- 吹田市高齢クラブ連合会では、ひとり暮らし高齢者等を訪問して日常生活の状況把握を行い、孤独感の解消と地域社会との交流を深めるため、高齢者友愛訪問活動を行っています。
- 地区福祉委員会活動や民生委員・児童委員、高齢クラブによる相談支援活動等への補助を行うとともに、新たな担い手の確保に向け、これらの活動への関心を高めるため、市報やケーブルテレビ、ホームページ等を活用した広報等、地域福祉活動への支援を行っています。
- 高齢者支援事業者との連携による見守り事業として、郵便局や宅配業者、介護サービス事業者等、日ごろ、高齢者と関わりのある民間事業者にも日常業務を通じて見守り活動に協力してもらえるよう事業周知を進めるとともに、地域全体で見守るネットワークの構築を進めています。

<想定事業量>

	第6期実績	第7期見込み			第9期見込み
	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
高齢者支援事業者との連携による見守り事業協力事業者数(累積)	502事業者	624事業者	685事業者	746事業者	1,051事業者

※平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）までの3年間における前年度比の増加事業者数の平均から、毎年61事業者の増加を見込んでいます。

施策の方向4 介護者支援の充実

(1) 家族介護者への支援の充実 **重点取組**

- 高齢者の介護に携わる家族の身体的、経済的、心理的な負担を軽減するため、**介護用品支給事業、徘徊高齢者家族支援サービス事業、高齢者・介護家族電話相談事業**等の高齢者在宅福祉サービスを提供するとともに事業周知に努め、在宅での生活が継続できるよう支援していきます。
- 不安を感じている介護者が多い「**認知症状への対応**」「**外出の付き添い、送迎等**」「**夜間の排泄**」について、その負担を軽減していくことが必要です。認知症について気軽に相談できる窓口として、地域包括支援センターや認知症カフェ、認知症について相談できる介護サービス事業所などの周知を行っていきます。外出について、介護サービスの利用周知を進めるとともに、生活支援としても検討していきます。在宅生活での夜間対応のため、地域密着型サービスの夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサービスについて整備するとともに、サービスの内容についての周知を行っていきます。

介護用品支給事業	要介護4又は5でおむつを使用している65歳以上の方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ又は尿取パッド代の給付券を交付します。
徘徊高齢者家族支援サービス事業	認知症高齢者の同居家族を対象に位置検索システム専用端末機を貸し出し、その機能を利用して徘徊高齢者の現在位置を調べることができます。
高齢者・介護家族電話相談事業	平日の午後5時30分から翌日の午前9時までと、土、日、祝日の終日、高齢者やその家族からの、介護・健康・医療等に関する電話相談をフリーダイヤルで受け付けます。 高齢者サポートダイヤル ☎0120-256594（にっこり、老後のくらし）

(2) 男性介護者への支援の充実

- 高齢者等実態調査（平成28年度（2016年度）実施）を通じて、男性介護者の実態が明らかになりました。その課題を分析し、共有するとともに、男性介護者の集まりなど、地域で支える取組に先進的に取り組んでいる事例等をすべての地域包括支援センターにおいて共有し、他の地域において必要に応じて支援の取組を行うなど、男性介護者が孤立しないよう取り組んでいきます。特に、男性による虐待の割合が高いことから、男性介護者に対し、高齢者虐待防止に向けた啓発を行っていきます。

（3）介護離職防止に向けた取組の推進

- 介護を理由として退職する介護離職の防止のため、必要な介護サービス量を算出し、整備していきます。
- 地域包括支援センターが、高齢者の介護に携わる家族の介護離職に関する相談にも応じることができるよう、相談窓口の周知に努めるとともに、介護休暇や企業の福利厚生に関する研修などを積極的に受講するなど、介護離職防止に関する適切な支援ができるよう、職員のスキルアップに努めます。
- 市内の事業者に対し、育児・介護休業法などの制度周知のため、セミナーや講座を開催するとともに、事業者支援についての情報提供を行い、介護休業を取得しやすい環境づくりを進めます。

施策の方向5 権利擁護体制の充実

（1）権利擁護事業の充実

- 認知症の人やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、重要度が増していく成年後見制度について、周知及び利用促進を図ります。
- 資力が乏しく、申立てが困難な認知症高齢者等に適切な支援が図られるよう、申立費用や成年後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業の周知を進めます。
- 認知症の人、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービス利用援助や金銭管理等のサービスを行う日常生活自立支援事業について、事業を実施する社会福祉法人吹田市社会福祉協議会と連携しながら周知を図るとともに、利用待機者が解消されるよう、効果的な支援のあり方を検討していきます。
- 平成 26 年度（2014 年度）から社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が行っている*法人後見や、今後の課題である*市民後見人について、本市における高齢者の権利擁護の枠組み全体の中で、課題を整理し、慎重に検討を進めます。
- 成年後見制度の利用促進と不正防止を図り、すべての市民が意思決定についての尊重と支援が受けられる体制を整備していくため、成年後見制度利用促進のための基本計画策定に向けた検討を進めます。

成年後見制度	判断能力が十分でない人の財産管理や* <u>身上監護（しんじょうかんご）</u> を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う事業で、社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が行っています。



コラム 11

せいねんこうけんせいど

成年後見制度って何のこと？

成年後見制度に興味を持ったハレコさんは、お友達のマサコさんに会いにいきました。マサコさんには遠くに住む親族がいて、成年後見制度を利用しているそうです。



最近よく耳にする「**成年後見制度**」ってあるじゃない？
あれってなんなのかしら？

ハレコさん

あら、ハレコさんもいつかのために知っておいた方がいいわよ。
あれは、認知症になったときのような、判断能力が不十分な人の生活を法律的に保護する仕組みなの。



マサコさん



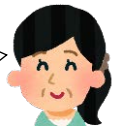
えーっと…難しくてよくわからないわ。「**判断能力が不十分な人の生活を法律的に保護する**」って具体的に何をしてもらえるの？

そうよねえ…ほら、たとえばうちは姉が遠くに住んでるんだけど、必要のない高額商品を次々買ってしまったりして、自分では家計の管理ができなくて困っていたのよ。
そこでね、後見人さんをつけてもらって、銀行の手続きや年金の管理をしてもらえるようにしたのよ！



その「後見人さん」って誰が決めるの？

家庭裁判所がね、どんな支援が必要か考えて、適任な人を後見人として選んでくれるのよ。



そんな仕組みの制度なのね！もう少し話を詳しく聞いてみたいんだけど、マサコさんはどこかに相談しに行ったりされたの？

私はうちの近くの**地域包括支援センター**に行ったわよ！
ハレコさんも行ってみましょよ！



（2）高齢者虐待への適切な対応の促進

- 地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待防止法に基づく通報窓口として、高齢者虐待通報を受け、社会福祉士等の専門職のアプローチにより、個々のケースの状況に応じた被虐待者の保護等を行うとともに、介護負担軽減のため介護サービス等の利用等、*養護者へも支援を行っていきます。
- 地域包括支援センター職員等の高齢者虐待対応を始めとする権利擁護業務についての援助技術の維持向上を図っていくための研修を行うとともに、出前講座等を通じて地域の支援者や関係機関に啓発を進め、高齢者虐待の早期発見・早期対応の効果について理解を深めていきます。
- 吹田市高齢者虐待防止マニュアルを活用し、地域包括支援センター間で緊密な連携を取り、より適切な支援を行います。
- 介護保険の要介護認定で非該当となった者、又は要介護認定を受けていない者が、高齢者虐待を受けた場合に、特別養護老人ホームを一時的に利用して、高齢者の安心・安全な生活を確保できるよう、高齢者虐待対応短期入所生活介護事業を実施します。

（3）高齢者虐待防止に向けた取組の推進 **重点取組**

- 高齢者虐待の防止と早期発見、早期対応のため、市民を対象としたパンフレットを活用し、広く市民に高齢者虐待について啓発していきます。
- 吹田市人権啓発推進協議会の活動を通して、幅広い年代への啓発活動が行えるよう、小学校区ごとに設置している35の地区委員会を中心に、一人で悩みを抱え込まず相談機関へ確実につながることができるよう、更には、高齢者の人権が守られるよう、高齢者虐待防止や権利擁護制度、相談機関の紹介パンフレットや資料を配布し、啓発活動をしていきます。
- 民生委員・児童委員や*ケアマネジャー（介護支援専門員）、警察、弁護士会等、地域ケア会議の参加機関の協力のもと、高齢者虐待防止のネットワーク強化を図ります。
- 認知症高齢者は被虐待者となるリスクが高いため、認知症支援と連動した高齢者虐待防止の取組も進めていきます。

（4）消費者被害の防止に向けた啓発の推進 **重点取組**

- 地域包括支援センターが、消費生活センターなどの関係機関や、高齢者の家族、高齢者の見守り活動を行っている民生委員・児童委員等と連携し、消費者被害の未然防止を図るための啓発を行うとともに、地域全体での高齢者の見守りを強化していきます。



コラム 12

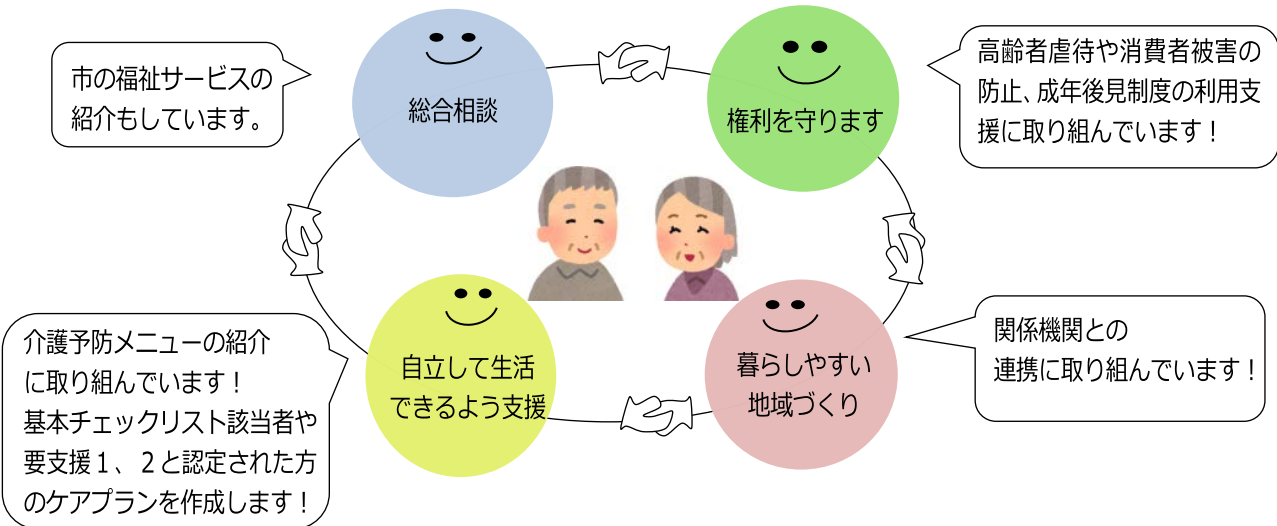
ちいきほうかつしえん

教えて！地域包括支援センター！

「地域包括支援センター」は、**高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための身近な相談窓口**として、市内に15か所、基幹型として1か所設置しています。

（箇所数は平成30年（2018年）4月1日予定）

★これが！地域包括支援センターの基本機能！



? 気になる！地域包括支援センターへの疑問！

① どこがやっているの？

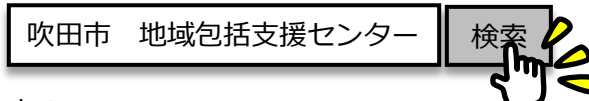
設置主体は市です。市が直接運営しているセンターと、市からの委託を受けた民間法人が運営しているセンターがあります。



② うちの近くの地域包括支援センターはどこにあるの？

各地域包括支援センターの担当地域や所在地、地図については100～101ページを参照してください。

市ホームページで検索をすると一番上に地域包括支援センターの一覧ページが表示されます。



③ スタッフはどんな人？

保健師、主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）、社会福祉士の3つの専門職種やこれらに準ずる資格を持つ人が、専任スタッフとして各センターに配置されています。



④ どんなときに相談したらいいの？

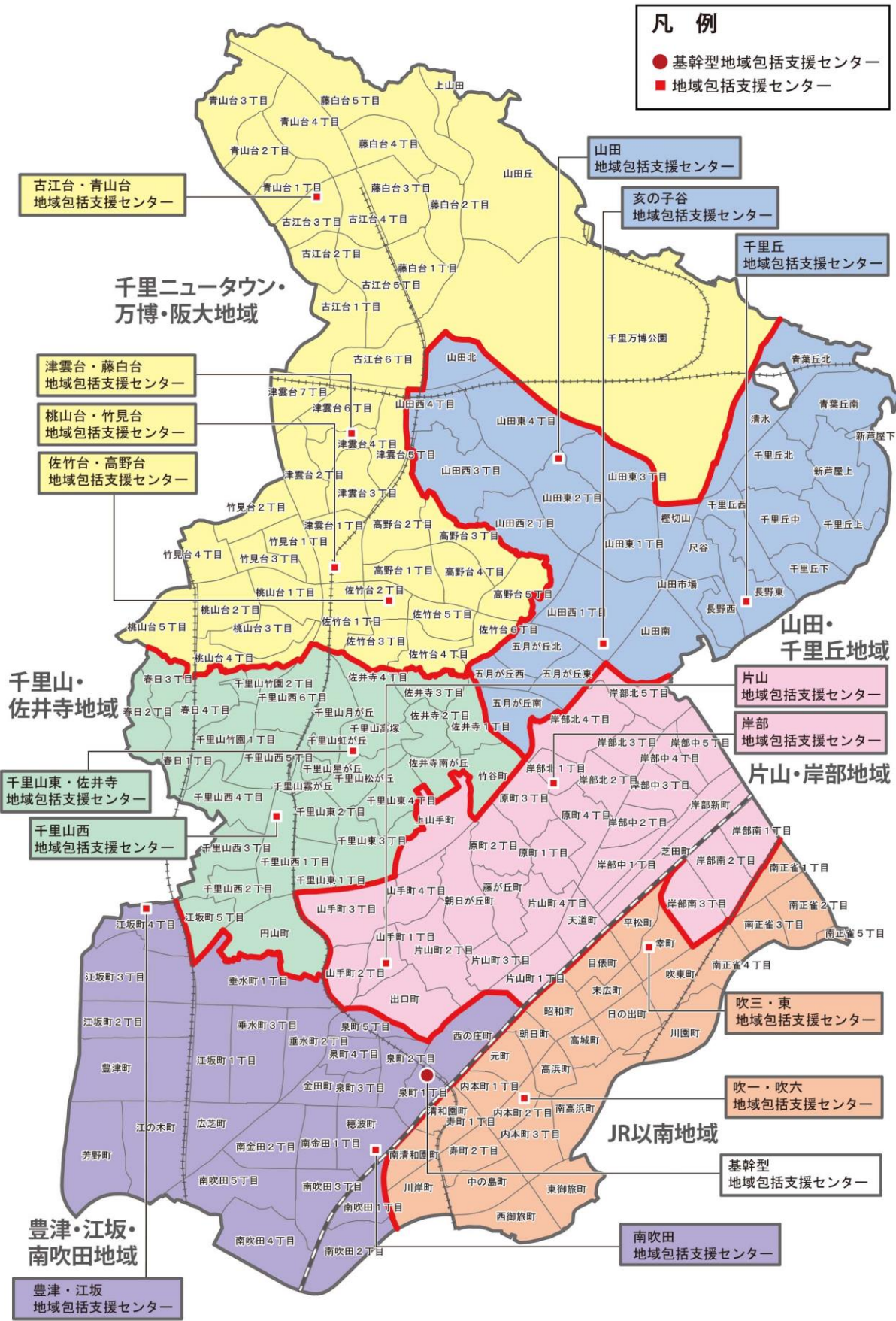
高齢者の方の日常生活での困りごとや、
もっと元気になるための相談も地域包括支援センターへ！



あなたのお住まいの地域を担当する地域包括支援センター（平成30年（2018年）4月1日予定）

名称（所在地・連絡先）	担当地域
吹一・吹六地域包括支援センター 内本町2-2-12 内本町コミュニティセンター内 TEL 06-6317-5461/FAX 06-6317-5469	寿町・中の島町・西御旅町・東御旅町 内本町・元町・朝日町・清和園町 南清和園町・川岸町
吹三・東地域包括支援センター 幸町22-5 ハピネスさんあい内 TEL 06-4860-8338/FAX 06-4860-8233	高浜町・南高浜町・昭和町・高城町 末広町・日の出町・川園町・吹東町 幸町・南正雀・平松町・目俵町
片山地域包括支援センター 山手町1-1-1 高寿園内 TEL 06-6310-7112/FAX 06-6310-7115	片山町・原町2・出口町・藤が丘町 朝日が丘町・上山手町・天道町・山手町
岸部地域包括支援センター 岸部北1-24-2 ウェルハウス協和内 TEL 06-6310-8626/FAX 06-6310-8627	原町1、3、4・岸部南・岸部中 岸部北・芝田町・岸部新町
南吹田地域包括支援センター 穂波町21-23-103 TEL 06-6155-5114/FAX 06-6155-5663	泉町・西の庄町・金田町・南金田・南吹田 穂波町
豊津・江坂地域包括支援センター 江坂町4-20-1 エバーグリーン内 TEL 06-6310-9705/FAX 06-6368-6005	垂水町・江坂町1~4・豊津町 江の木町・芳野町・広芝町
千里山東・佐井寺地域包括支援センター 千里山高塚2-11 TEL 06-6386-5455/FAX 06-6386-5477	千里山霧が丘・千里山星が丘・千里山虹が丘 千里山月が丘・千里山東・千里山松が丘・竹谷町 佐井寺南が丘・佐井寺・千里山高塚
千里山西地域包括支援センター 千里山西1-41-15 コート千里山3 TEL 06-6310-8060/FAX 06-6310-8561	千里山西・春日・千里山竹園 円山町・江坂町5
亥の子谷地域包括支援センター 山田西1-26-20 亥の子谷コミュニティセンター内 TEL 06-4864-8551/FAX 06-4864-8550	五月が丘西・五月が丘南・山田東1 山田西1・山田南・五月が丘東 五月が丘北
山田地域包括支援センター 山田東2-31-5 グループホームたんぽぽ内 TEL 06-6155-5089/FAX 06-6155-5527	山田東2~4・山田西2~4・山田北
千里丘地域包括支援センター 長野東12-32 ケア21千里丘内 TEL 06-6876-5021/FAX 06-6875-5621	樫切山・山田市場・尺谷・千里丘上・千里丘中 千里丘下・千里丘西・千里丘北・長野東・長野西 新芦屋上・新芦屋下・清水・青葉丘南・青葉丘北
桃山台・竹見台地域包括支援センター 津雲台1-2-1 千里ニュータウンプラザ5階 TEL 06-6873-8870/FAX 06-6873-8871	津雲台1・桃山台・竹見台
佐竹台・高野台地域包括支援センター 佐竹台2-3-1 青藍荘内 TEL 06-6871-2203/FAX 06-6871-2380	佐竹台・高野台
古江台・青山台地域包括支援センター 古江台3-9-3 シャロン千里内 TEL 06-6872-0507/FAX 06-6872-0503	古江台・青山台
津雲台・藤白台地域包括支援センター 津雲台4-7-2 介護老人保健施設つくも内 TEL 06-7654-5350/FAX 06-7654-5267	津雲台2~7・藤白台・上山田 千里万博公園・山田丘
基幹型地域包括支援センター 泉町1-3-40 吹田市役所内 TEL 06-6384-1360/FAX 06-6368-7348	上記15か所のセンターの総合調整、後方支援

地域包括支援センター 地域図



第4章 施策の展開（2 相談支援体制の充実）

基本目標3 介護予防の推進

■ 1 現状と今後の状況、課題

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上の人を対象に行う介護予防のための事業です。本市では平成29年度（2017年度）から、「高齢者安心・自信サポート事業」と「吹田市民はつらつ元気大作戦（一般介護予防事業）」として実施しています。

施策の方向1 介護予防の普及啓発の推進

現状 平成28年度(2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・はつらつ体操教室 週1回8か所で実施・391人参加 合計494回開催し、延べ4,894人参加 ・お口からはじまる健康教室 3か所で実施・153人参加 合計18回開催し、延べ405人参加 ・認知症予防教室 4か所で実施・228人参加 合計96回開催し、延べ1,988人参加 ・出前講座 232回実施・延べ3,446人参加 ・平成29年（2017年）4月からすべての65歳以上の人を対象に「吹田市民はつらつ元気大作戦」を開始
実態調査 平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業の認知度 参加したことがある 8.2% 知っているが、参加したことはない 29.5% ・BMI判定（非認定・要支援者） やせ7.7% 標準69.3% 肥満19.8%
課題	介護予防の正しい知識の普及啓発と、介護予防事業への参加を増やす

施策の方向2 住民主体の介護予防活動支援の充実

現状 平成28年度(2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・公園体操（平成30年（2018年）1月から「ひろばde体操」） 4か所で実施 161回開催し、延べ2,795人参加 ・いきいき百歳体操（週1回、3か月以上継続）実施数 23グループ 活動支援講座 103回開催し、延べ1,430人参加 ・介護予防推進員養成講座 4回開催し、延べ98人参加 ・介護予防推進員登録者数 104人 ・平成29年（2017年）4月からすべての65歳以上の人を対象に「吹田市民はつらつ元気大作戦」を開始
実態調査 平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康の保持・増進や介護予防のために心がけていること 1位「定期的に歩いたり運動したりするなど足腰をきたえている」64.6% 2位「バランスの良い食事をとっている」58.2% 3位「歯磨きなど口腔ケアに努めている」49.5% ・運動を継続するために必要なこと、困っていること 1位「一人で運動を継続することが難しい」24.7% 2位「自分の体力や状態に合った運動プログラムが欲しい」19.4% 3位「どのような運動をしたらよいか知りたい」19.0% ・地域活動・ボランティア活動に参加・活動しやすくなる条件 1位「時間や期間にあまりしぼられないこと」36.7% 2位「身近なところで活動できること」31.5% 3位「金銭的な負担が少ないこと」28.3%
課題	住民主体の介護予防活動を継続して行うグループ数を増やす

■ 2 課題解決に向けた施策の展開

筋力や活動が低下している*「フレイル」状態になると、要支援・要介護となる可能性が高まります。フレイルに陥った高齢者を早期に発見し、適切に関わることにより、生活機能の維持・向上を図ることができます。要支援・要介護状態になる前からの介護予防と、要介護状態の重度化防止のため、介護保険法の理念「自立支援・能力の維持向上」と介護予防の正しい知識を市民に普及啓発し、すべての高齢者を対象とした介護予防事業に引き続き取り組むとともに、住民が元気なうちから主体的・継続的に介護予防活動に取り組めるよう啓発や支援を行います。

施策の方向1 介護予防の普及啓発の推進

高齢者自らが自身の身体や心の状態を確認し、それぞれの状態に合った介護予防事業に参加できるよう、事業の充実を図ります。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)高齢者本人の介護予防意識の啓発	★	高齢福祉室 内本町・亥の子谷・千里NT地域 保健福祉センター	—
(2)ハイリスク高齢者の早期発見			保健センター
(3)介護予防事業の充実	★		まなびの支援課 文化スポーツ推進室
(4)民間企業等との連携による介護予防の推進			—
(5)介護予防事業の評価・検証	★		—

施策の方向2 住民主体の介護予防活動支援の充実

住民主体の介護予防活動を実施する団体を支援するとともに、地域で活動する介護予防推進員の養成を進めます。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)身近な地域における住民主体の介護予防活動支援の充実	★	高齢福祉室 内本町・亥の子谷・千里NT地域 保健福祉センター	—
(2)介護予防推進員の養成及びフォローアップ			—
(3)介護予防活動のための拠点の確保	★		—

施策の方向1 介護予防の普及啓発の推進

(1) 高齢者本人の介護予防意識の啓発 **重点取組**

- 介護予防は、要支援・要介護状態になることを防ぐだけでなく、要介護状態になっても、重度化防止のために取り組むことが必要です。介護予防の正しい知識の普及啓発と、介護予防に参加していない人の参加促進のため、**出前講座**を実施し、介護予防への関心を広めます。
- 高齢者の**低栄養予防**のため、食生活の重要性について意識啓発を行います。

(2) ハイリスク高齢者の早期発見

- 自身の身体や心の状態を確認するため、高齢者自らが***はつらつ元気シート（基本チェックリスト）**を活用できるよう、民生委員・児童委員や地区福祉委員、介護予防推進員等と連携して普及啓発を進め、「フレイル」状態にある高齢者等、ハイリスク高齢者を早期に把握し、介護予防事業等につなげ、介護が必要な状態になることを防ぎます。

(3) 介護予防事業の充実 **重点取組**

- 介護予防に関する正しい知識及び技術の普及のため、**介護予防事業**を実施します。
はつらつ元気シート（基本チェックリスト）で該当した項目に応じて、適切な介護予防事業の教室や講演会を案内し、自身の身体や心の状態に合った事業へ参加できるよう支援します。
- 介護予防手帳**を活用することにより、介護予防活動のモチベーションの維持・向上ができるよう、内容の検討等を行い、平成31年度（2019年度）以降の導入をめざします。

はつらつ体操教室	介護予防について体操を中心に、週1回3か月間、総合的に学習する教室です。保健師による介護予防ミニ講座があります。
お口からはじまる健康教室	3日間コースで、歯科医師の講義や歯科衛生士の健口（けんこう）体操、ブラッシング指導、管理栄養士による講義を行います。
口腔機能向上講演会	歯科医師の講義や歯科衛生士の健口（けんこう）体操などについて学びます。
栄養改善講演会	管理栄養士の講義や健口（けんこう）体操を通じて、自身の食生活について振り返り、日々の食生活に役立ちます。
認知症予防教室	週1回、12回通所し、頭の体操、軽い運動、ミニ講座、グループワーク、認知機能測定などを行い、自宅でも気軽に取り組める認知症予防を紹介します。
認知症予防講演会	医師や言語聴覚士などが認知症予防についてお話しします。
笑いと介護予防講演会	笑いの体操とヨガの呼吸法を取り入れた健康体操を行います。

（4）民間企業等との連携による介護予防の推進

○介護予防の普及啓発のため、民間企業の空きスペースを活用した介護予防事業の取組や、介護予防についてのパネル展示を行うなど、民間企業等との連携による介護予防の取組を推進します。

（5）介護予防事業の評価・検証 **重点取組**

○P D C Aサイクルに基づき、認定申請者数や、認定者数、認定率、総事業費等のデータから介護予防事業の評価を行い、より多くの市民が事業に参加できるよう、開催場所や運営方法等の見直しを図ります。また、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年（2025年）に備え、重度化を遅らせるための事業実施のあり方について検討します。

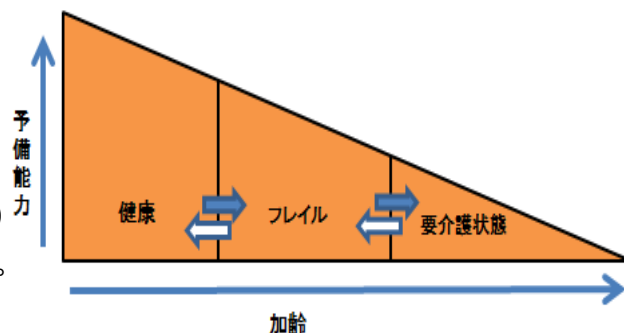
コラム 13

フレイルって何のこと？

フレイルとは、年齢とともに心身の活力（筋力や認知機能など）が低下して、要介護状態に近づくことを言います。

フレイルに気づいて対策をとれば、健康な状態に戻ることもできます。

地域包括支援センターで配布している「はつらつ元気シート」（基本チェックシート）で、フレイルのリスクを把握することができます。



コラム 14

BMIって何のこと？

BMIとは、Body Mass Indexの略で、体重と身長の関係から算出されるヒトの肥満度を表す体格指数のことをいいます。

高齢者の場合、介護予防のためには低栄養を防ぐことが重要だとされています。

たとえば身長150cmの人だと

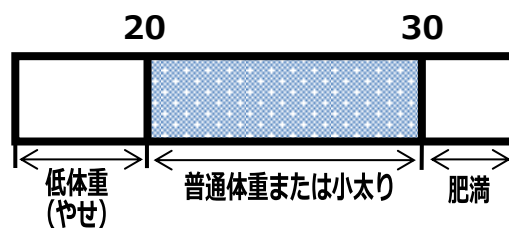
45kgを切る →BMIが20未満 →やせ

67.5kgをオーバー →BMIが30を超える →肥満

一度自分のBMIをチェックしてみませんか？

BMIの計算式

$$\text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$$



（出典）健康長寿新ガイドラインエビデンスブック

施策の方向2 住民主体の介護予防活動支援の充実

（1）身近な地域における住民主体の介護予防活動支援の充実 重点取組

- 介護予防推進員（市民ボランティア）が中心となって週1回、身近な公園や商業施設等で行っているひろばd e体操について、各地域包括支援センターの圏域で1か所ずつ実施できるよう、支援していきます。
- 住民主体の通いの場として、筋力トレーニングプログラム「いきいき百歳体操」について、活動を希望するグループに対し、おためし講座、活動支援講座、フォロー講座を実施するとともに、その他の出前講座等を行うことにより、活動実施を支援します。
- 住民主体で行う、口腔機能の維持・向上を目的とした「（仮称）吹田かみかみ健口体操」について、いきいき百歳体操のフォロー活動として実施できるよう、平成30年度（2018年度）から、活動を希望する団体に対し、活動支援とフォロー講座を実施していきます。
- 新たな住民主体の介護予防活動として、運動器機能向上を目的とした「吹田はつらつ体操（*）」や認知症予防を目的とした「（仮称）しゃきしゃき百歳体操」について、平成31年度（2019年度）以降の活動支援の実施をめざし内容について検討していきます。
- 住民主体の介護予防活動を継続的に進めるため、平成31年度（2019年度）以降に住民主体の介護予防グループの交流や表彰等を実施できるよう検討していきます。

*吹田はつらつ体操：すいた笑顔（スマイル）体操、はつらつマーチ・はつらつストレッチ（吹田オリジナル体操）

<想定事業量>

	第6期実績	第7期見込み			第9期見込み
	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
ひろばd e体操 実施箇所数 ※1	4か所	6か所	8か所	10か所	15か所
いきいき百歳体操 活動支援実施 グループ数 ※2	23グループ	100グループ	140グループ	180グループ	375グループ
いきいき百歳体操 参加者数 ※3 (活動支援1回目)	377人	1,500人	2,100人	2,700人	5,625人

- ※1 ひろばd e体操は、平成37年度（2025年度）までに各地域包括支援センターの圏域で1か所の実施をめざし、毎年2か所の増加をめざします。
- ※2 いきいき百歳体操は、平成37年度（2025年度）までに各地域包括支援センターの圏域で25グループの実施を想定し、年40グループの増加をめざします。
- ※3 住民主体の介護予防活動参加者数は、高齢者人口の6%の参加をめざします。

（2）介護予防推進員の養成及びフォローアップ

- 地域で高齢者自らが積極的な健康づくりや介護予防への取組が行えるよう支援する、**介護予防推進員**の養成を行っていきます。特に、いきいき百歳体操の実施グループに対し、養成講座の受講勧奨を行っていきます。
- 介護予防推進員の情報共有のため、**介護予防推進員交流会**を行うとともに、今後のモチベーション向上のため、**介護予防推進員スキルアップ研修**の充実を図ります。

介護予防推進員	介護予防に関する講演会等の地域での宣伝活動や運営協力、介護予防を目的とした出前講座等の企画、ひろばd e体操やいきいき百歳体操実施グループにおけるボランティア活動等を行っています。
---------	--

<想定事業量>

	第6期実績	第7期見込み			第9期見込み
	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防推進員登録者数	104人	140人	160人	180人	280人

※平成37年度（2025年度）までに各地域包括支援センター当たり15人以上の活動となるよう、毎年20人ずつの増加をめざします。

 **コラム 15**

いきいき百歳体操・ひろばd e体操・すいた笑顔（スマイル）体操ってどんな体操？

いきいき百歳体操



高知市で作られた、おもりを使った筋力トレーニングで、椅子に座ってゆっくりと手足を動かします。簡単な動きを繰り返すプログラムです。

週1回→筋力維持
週2回→筋力アップ

約30分



おもりを使った
準備運動 7種類の筋力づくり運動 ストレッチ



ひろばd e体操



誰でも自由に参加できる簡単な体操を市内5か所の公園等で週1回実施しています。

通りがかりに参加してみてもいかがでしょうか。

【開催場所】

江坂公園
千里山東公園
佐井寺新池公園
青葉丘第一公園
千里南公園

20分



(平成29年(2017年)12月時点)

すいた笑顔（スマイル）体操



市制施行70周年を記念して作られた、吹田市オリジナルの体操です。歌に合わせて、立ったままでも椅子に座ってでもでき、子供から高齢者まで手軽に楽しんでいただける体操です。

市ホームページに動画がありますのでご覧ください！！



5分



市役所ではお昼休みに実施しています！！

（3）介護予防活動のための拠点の確保 **重点取組**

- 住民主体の介護予防活動を充実していくに当たり、その活動拠点を確保できるよう、市の既存施設を活用しながら、各ブロックに1か所以上の拠点を確保できるよう検討していくとともに、介護サービス事業所等の空きスペースの活用についても検討していきます。
- *高齢者いこいの間等の地域の身近な公共施設において、施設の広さや各地域の利用状況に合わせた介護予防活動を展開できるよう、地域の団体等と連携しながら、取組を支援していきます。

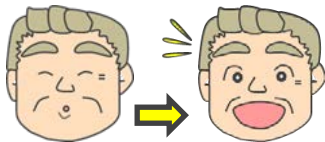
コラム 16

くち
やってみよう！！お口の体操

洗顔や歯磨きの後におすすめ！！

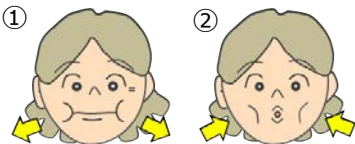
1 顔のストレッチ

目と口をすぼめる パツと開く



表情筋のストレッチ
顔の表情が豊かになります！

2 頬のふくらまし



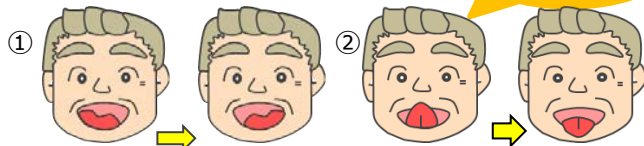
表情筋中でも特に口輪筋と頬筋を強化します。食事を飲み込みやすくします。

- ① 頬を膨らませて舌を上あごに押し付け、口から息が漏れないようにこらえます。
- ② 次に、息を吸うように口をすぼめます。

①②を数回繰り返します。

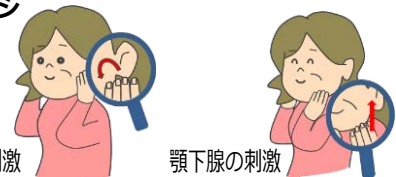
食事の前におすすめ！！

3 舌の運動



- ① 口を大きく開けてできるだけ舌を前に出し、左右に動かします。
- ② 口を大きく開けてできるだけ舌を前に出し、上下に動かします。
- ③ 口を大きく開けてできるだけ舌を前に出したりひっこめたりします。

4 唾液腺マッサージ



耳下腺の刺激

顎下腺の刺激

唾液を出やすくすることで、食べ物をまとめやすくしたり、飲みこみをスムーズにします。

唾液が出て安全に飲み込みが行えます

参考資料 大阪府介護予防標準プログラム 実践マニュアル



コラム 17

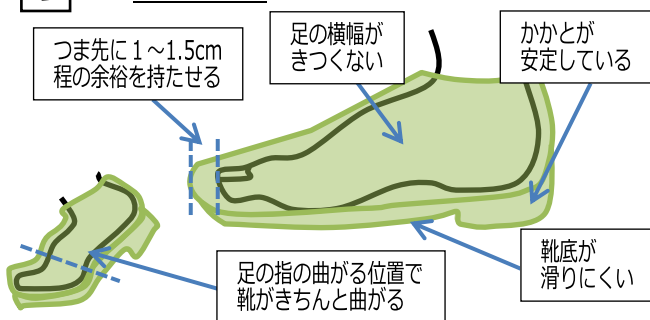
健康維持は、足元から

健康状態を良好に保つための歩数は1日に8,000歩程度で、そのうち早歩きが20分程度含まれているのが理想的です。

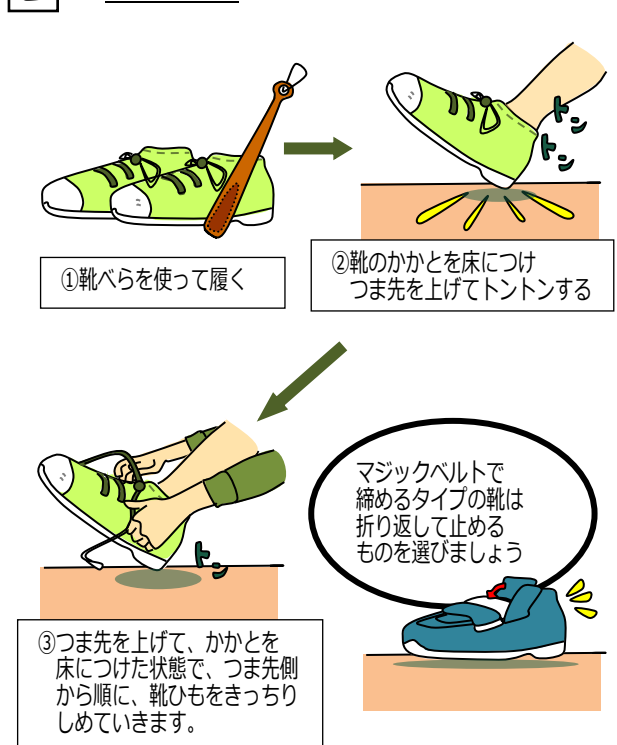
75歳以上の高齢者の場合、1日の歩数は5,000歩です。そのうち早歩きが7.5分以上あると、要支援、要介護の予防になります。膝や腰に痛みのある方や、75歳以上の方は、無理をせず、家に閉じこもらずに“おでかけ”すれば達成しやすい「1日5,000歩・7.5分」がお勧めです。

参考資料 健康長寿新が「ドライブ・デビューブック」（東京都健康長寿医療センター研究所発行）

1 靴の選び方



2 靴の履き方



3 正しいウォーキングのやり方



基本目標4 自立した暮らしの実現に向けた支援の充実

■ 1 現状と今後の状況、課題

施策の方向1 自立支援型ケアマネジメントの浸透・定着

現状 平成28年度(2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> 吹田市版「自立支援型ケアマネジメント」に沿った「自立」の考え方を整理 平成29年度(2017年度)から国・府のモデル事業による支援のもと、講演会(5回)及び多職種協働による事例検討会議(11回)を開催
課題	自立支援型ケアマネジメントの考え方の浸透・定着が必要

施策の方向2 高齢者安心・自信サポート事業の充実

現状 平成28年度(2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年(2017年)4月から高齢者安心・自信サポート事業として、従来の訪問介護・通所介護と同等サービスである「訪問型サポートサービス」「通所型サポートサービス」及び「訪問型短期集中サポートサービス」を実施
実態調査 平成28年度(2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> サポート事業におけるNPO団体やボランティア、民間企業等のサービス利用「利用したい」26.1% 「利用したくない」7.3% 利用したい理由「サービスの幅の広がりや、地域に応じたサービスが期待されるから」59.8% 利用したくない理由「介護保険サービス事業者の方が気兼ねなく利用できるから」46.9% 入浴回数 週5回以上 58.1% 週5回未満 36.3% 週5回未満の理由「浴室・浴槽への出入りが不安」3.6%、「入浴中に見守りをしてくれる人がいないと不安」3.5%等
課題	自立した暮らしの実現につながる市独自のサービスの検討

施策の方向3 高齢者が支え合う生活支援体制の整備

現状 平成28年度(2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> 広域型生活支援コーディネーター1名を配置 吹田市高齢者生活支援体制整備協議会を開催(3回) 高齢者の生活支援と社会参加に関する調査を実施 集いの場 194か所
実態調査 平成28年度(2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> 今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービス 非認定・要支援者 「配食」19.8% 「移送サービス」19.6% 「掃除・洗濯」19.1% 要介護認定者 「外出同行」19.6% 「移送サービス」19.6% 「掃除・洗濯」15.3% いきいきした地域づくり活動に企画・運営として「参加意向がある」32.3% (「是非参加したい」と「参加してもよい」の和・非認定・要支援者のみ)
生活支援と社会参加に関する調査 平成28年度(2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者に必要な生活支援サービス 1位「浴室のカビ取りや換気扇等の掃除・大掃除」36.4% 2位「買い物の支援」35.3% 3位「食事の準備・調理・片付け、宅配」32.9% 気軽に立ち寄れる居場所(サロン、カフェなど)の利用希望 「すでに利用したことがある」+「利用したいと思う」+「利用したことがあり、今後も利用したい」34.3%
課題	生活支援サービスの創出と担い手の確保及び集いの場への支援の検討

施策の方向4 暮らしを支える在宅福祉サービス等の提供

現状 平成28年度(2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報システム設置台数 1,991台 配食サービス配食数 88,901食 救急医療情報キット延べ配布数 12,730人 安心サポート収集 定期収集利用(65歳以上)171件 ひとり暮らし高齢者(高齢単身世帯) 18,324世帯
実態調査 平成28年度(2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者保健福祉について充実を望む施策 2位「在宅福祉サービス(緊急通報システム、配食サービスなど)」38.9%
課題	引き続き生活支援サービスを提供するとともに事業内容の見直しが必要

■ 2 課題解決に向けた施策の展開

介護保険法の理念「自立支援・能力の維持向上」に沿った、自立支援型ケアマネジメントの考え方の浸透・定着と重度化防止を図ります。

平成29年（2017年）4月から実施している高齢者安心・自信サポート事業について、サービスの拡充を検討していきます。

また、高齢者の生活に密着したきめ細かい生活支援サービスの提供と、高齢者自身も生活支援の担い手となるなど、多様な主体によって支え合う地域づくりを進めます。

施策の方向1 自立支援型ケアマネジメントの浸透・定着

自立支援型ケアマネジメントの浸透・定着を図り、自立支援型ケアマネジメントの考え方に基づいて、利用者本人の気持ちを尊重し、残存能力を引き出せるような*ケアプランをめざします。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)自立支援型ケアマネジメントの浸透・定着		高齢福祉室 内本町・亥の子谷・千里NT地域	—
(2)多職種協働によるケアプランの検討	★	保健福祉センター	—

施策の方向2 高齢者安心・自信サポート事業の充実

現行の訪問型・通所型サポートサービスに加え、多様な担い手や住民主体によるサービスの拡充に向けた検討を行います。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)多様な主体による生活支援の充実に向けた支援		高齢福祉室 内本町・亥の子谷・千里NT地域	—
(2)多様な主体による通いの場の充実に向けた支援		保健福祉センター	—

施策の方向3 高齢者が支え合う生活支援体制の整備

高齢者の日常生活における多様なニーズに対応し、NPOやボランティアなどの地域の多様な主体や、高齢者自身による生活支援サービスを提供するための体制整備を進めます。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)生活支援体制の整備に向けた仕組みづくりの推進		高齢福祉室 内本町・亥の子谷・千里NT地域 保健福祉センター	福祉総務課
(2)生活支援等の担い手としての活動参加の促進			—
(3)集いの場の充実に向けた支援	★		—

施策の方向4 暮らしを支える在宅福祉サービス等の提供

高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、必要な在宅福祉サービス等を提供します。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)在宅福祉サービス等の提供		高齢福祉室 内本町・亥の子谷・千里NT地域 保健福祉センター 環境部事業課・水道部総務室	警防救急室 地域経済振興室
(2)ひとり暮らし高齢者への支援の充実		高齢福祉室 内本町・亥の子谷・千里NT地域 保健福祉センター 福祉総務課・水道部総務室	警防救急室

施策の方向1 自立支援型ケアマネジメントの浸透・定着

(1) 自立支援型ケアマネジメントの浸透・定着

- 介護保険法における「自立支援、能力の維持向上」の理念のもと、自立支援・介護予防の積極的な取組の推進をめざし、市、地域包括支援センター、介護サービス事業者等の意識の共有を進めるとともに、自立支援型ケアマネジメントの考え方や実践の浸透と定着をめざし、自立支援型ケアマネジメントに関する研修会を行っていきます。
- 関係者間の意識の共有をめざした研修会については、平成32年度（2020年度）までの実施とし、それまでに関係事業者の自立支援型ケアマネジメントの十分な理解を図ります。スキルアップのための研修会については、平成30年度（2018年度）まで集中的に実施し、以後、年1回の継続実施をめざします。
- 自立支援型ケアマネジメントを実践した当事者が自身の経験を発表し、当事者同士が交流できる機会を設ける等、自立支援型ケアマネジメントの考え方や実践に対する市民向けの意識啓発を行っていきます。

(2) 多職種協働によるケアプランの検討 **重点取組**

- リハビリテーション専門職の助言を得て、市、地域包括支援センター、ケアプラン作成者、介護サービス事業者等が多職種協働により、ケアプランの確認や見直し及びケアプラン実践後の振り返りを行うため、事例検討による自立支援型ケアマネジメント会議を行っていきます。
- 平成30年度（2018年度）以降、年間の会議開催回数を拡充し、ケアプラン作成に携わるすべての地域包括支援センター、*居宅介護支援事業者が事例提出できるよう、幅広く検討を進めます。
- 検討を行った事例を5年間モニタリングし、効果検証を行います。自立を妨げる課題を分析し、個々の事例に最適なケアプランを検討・実践することにより、高齢者の尊厳の維持及び生活の質の向上を図り、重度化防止をめざします。

<想定事業量>

	第6期実績	第7期見込み			第9期見込み
	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
ケアプランのケース検討数	42 ケース	99 ケース	126 ケース	126 ケース	126 ケース



コラム 18

自立支援型ケアマネジメントって何のこと？

「どんなことに困っているのか？」「できること」「できないこと」を細かく分析して、「したいことをできるように支援」することです。

例えば、「最近少し歩くだけで疲れてしまう。前のように夫と一緒にでかけたい」場合・・・

① 分析・プランの作成

- Q 食事はできている？
- Q どんな動きが疲れやすい？
- Q 疲れやすい原因は？
- Q 内科的な問題？
- Q 買い物には行けている？
- Q 何ができて、何ができない？



お話を聞いていくと・・・
足の筋肉が弱っていた
ことが原因みたい！

② プランの提案・実践

デイサービスに
3か月通って足の筋力
をアップさせましょう



③ 夫婦で散歩を 楽しめるように！



日常生活で困っていることや相談事があれば、

早めに**お近くの地域包括支援センターへ！！！！**

施策の方向2 高齢者安心・自信サポート事業の充実

（1）多様な主体による生活支援の充実に向けた支援

- 平成29年（2017年）4月から実施している「高齢者安心・自信サポート事業」は、要支援1・2の認定を受けた人及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人を対象に、継続コース（今までどおり！）、期間限定コース（今だけ！）、短期集中コース（今こそ！）、予防コース（今から！）の4つのコースでサービスを実施しています。引き続き、従来の訪問介護と同等サービスである「訪問型サポートサービス」や、生活行為の回復・向上に重点を置いた「訪問型短期集中サポートサービス」を実施していきます。
- 今後、介護保険制度の動向や地域の実情も踏まえ、多様化・充実に向けた検討をしていきます。

訪問型サポートサービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。
訪問型短期集中サポートサービス	専門職が訪問し、生活上の不安・不便を軽減するための指導・助言を行います。

（2）多様な主体による通いの場の充実に向けた支援

- 平成29年（2017年）4月から実施している「高齢者安心・自信サポート事業」において、引き続き、従来の通所介護と同等サービスである「通所型サポートサービス」を実施していきます。
- 入浴に不安があり、見守りが必要な人に対し、デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等の設備を活用して入浴サービスを提供する「（仮称）通所型入浴サポートサービス」等、今後の介護保険制度の動向や地域の実情も踏まえ、多様化・充実に向けた検討をしていきます。
- 街かどデイハウスでは、介護予防や生活支援等を必要とする高齢者に対し、介護予防サービス等を提供しています。今後、高齢者安心・自信サポート事業への位置づけも含め、事業の実施手法について検討していきます。

通所型サポートサービス	通所介護施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。
街かどデイハウス	介護予防又は生活支援を必要とする高齢者を対象に、健康体操、筋力トレーニング、趣味・創作活動、レクリエーション活動、健康チェック、給食等、家庭的な雰囲気ですみやかに日々のサービスを提供しています。

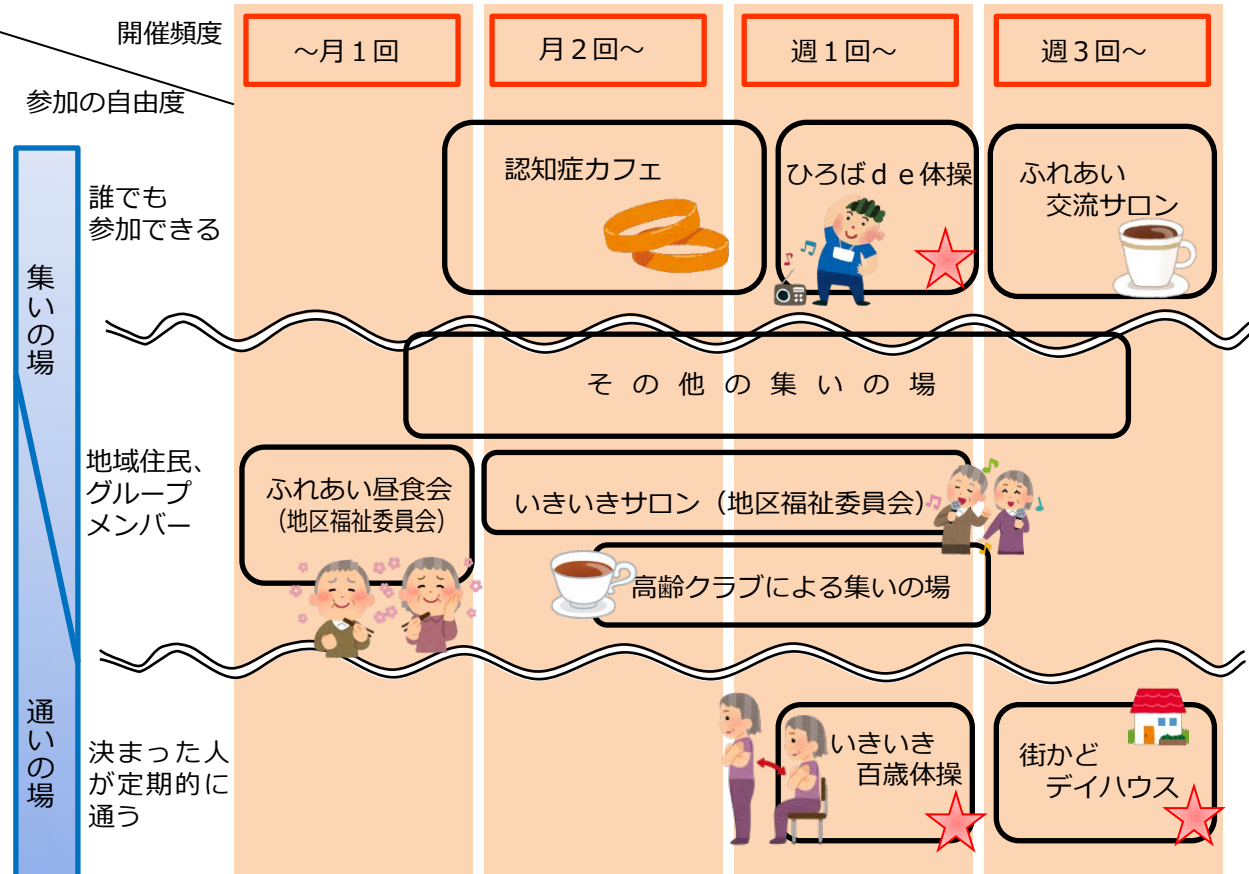
集いの場の分類

集いの場	地域に住む高齢者などが気軽に集まれる、住民主体の活動の場。 開催頻度は月1回程度から週5回など様々で、参加者の参加回数も自由。	例 ひろばd e体操 認知症カフェ ふれあい交流サロン
通いの場	定期的にある程度決まったメンバーが集まっている、住民主体の活動の場。 開催頻度や時間がある程度決められており、参加者の参加回数も決められている。	例 街かどデイハウス いきいき百歳体操などの 住民主体の介護予防グループ

 コラム 19

集いの場に行ってみよう！

市内には集いの場が200か所近くあります。
ひとことで「集いの場」といっても、認知症カフェ、ひろばd e体操、ふれあい交流サロン、いきいき百歳体操などさまざま…
集いの場を、「参加の自由度」「開催頻度」で分類すると以下ようになります。



★…「吹田市民はつらつ元気大作戦」で展開中

集いの場の一覧は、社会福祉法人吹田市社会福祉協議会のホームページで発信中！

<http://www.suisyakyo.or.jp/>（「新着情報」をチェック！）

あなたに合った「集いの場」へ足を運んでみませんか。



施策の方向3 高齢者が支え合う生活支援体制の整備

（1）生活支援体制の整備に向けた仕組みづくりの推進

- 生活支援サービスの担い手が、定期的な情報共有及び連携・協働を行うことを目的として、吹田市高齢者生活支援体制整備協議会を開催し、生活支援体制の整備に向けた仕組みづくりを進めます。
- 平成28年（2016年）4月から配置している広域型生活支援コーディネーターが、下記の取組を行えるよう支援するとともに、ホームページや市報を活用し、広域型生活支援コーディネーターの活動や役割についての市民周知に努めます。
 - ・市内の集いの場や生活支援サービス、元気な高齢者が参加できる地域活動一覧などの情報の集約及び発信
 - ・人や場所の提供ができる介護サービス事業者等と集いの場運営団体とのマッチング
 - ・地域における生活支援サービスの現状や課題の把握
 - ・地域に不足するサービスの開発や担い手の発掘・養成
 - ・集いの場や生活支援サービスを提供するNPOやボランティア、民間企業等の情報共有とネットワーク化の推進
- 地域型生活支援コーディネーターや協議体については、既存制度の活用を基本に検討を進め、各地域で課題の検討や生活支援体制の整備をめざします。また、地域ケア会議など、地域課題を検討する既存の協議体と情報を共有し、各地域で高齢者を支え合う地域づくりを進めます。

（2）生活支援等の担い手としての活動参加の促進

- 介護支援サポーターや認知症サポーターと、活動している団体とのマッチングを行うなど、既存の研修や養成講座等を活用しながら、高齢者が、生活支援等の担い手として地域で活動できるよう働きかけていきます。

介護支援サポーター	高齢者が、介護保険施設や病院等の受入施設において、教養、レクリエーション、傾聴等のさまざまなサポート活動行うことに対してポイントを付与します。ポイントは、介護保険料の支払や社会福祉法人吹田市社会福祉協議会の*善意銀行への寄附に使うことができます。活動に参加することで、地域貢献を図ると同時に、本人の健康増進や介護予防の推進を図ります。
-----------	---

(3) 集いの場の充実に向けた支援 **重点取組**

- 地域に住む高齢者などが気軽に集まれる場所として、住民主体で行っている「集いの場」において、住民が地域でつながることにより、心身の機能低下を遅らせることができます。そのため、「集いの場」の充実をめざし、人や場所の提供が可能な**介護サービス事業者等と「集いの場」運営団体とのマッチング**や、介護予防推進員養成講座などの受講者に対し、活動の場として「集いの場」を紹介するなど、集いの場の活動支援を行っていきます。
- 世代間交流と高齢者の閉じこもり対策事業の拠点として実施している**ふれあい交流サロン**について、各地域における多様な主体による自主的な「集いの場」の取組が増えつつある状況を踏まえながら、実効性のある事業手法を検討し、高齢者の居場所を充実していくための取組を進めます。

<想定事業量>

	第6期実績	第7期見込み			第9期見込み
	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
ふれあい交流サロン設置箇所数	4か所	8か所	12か所	12か所	12か所

コラム 20

私たちはこんな仕事をしています Part1

～広域型生活支援コーディネーター～



生活上の支援が必要な高齢者が
住み慣れた地域で
安心・安全に住み続けられるよう、
地域づくりを行います！

→ Part2はP.131 コラム26へ

○ ○月○日

- ▲▲地区を担当しているコミュニティソーシャルワーカー(CSW)から、●●スーパーが
- 建て替えのため、長期休業に入り、近隣に住む高齢者が困っていると相談を受けた。



○ ○月△日

- CSWによると、昨日のような相談の声も、市役所や地域包括支援センターにも集まっているようだ。
- 民間の移動販売車などでサービス展開ができるものはないか、調査を進めよう。

○ ○月×日

- 地域包括支援センターや地域のCSWにも協力を得て、地域のニーズを把握した。
- 野菜は近くで手に入るが、生鮮食品は手に入りにくいようだ。



○ ×月○日

- 地元の要望やスーパーの職員の働きかけなどもあり、隣町のスーパーが無料バスを週に2回走らせてくれることになった。他の地域でも同じ課題があるかもしれない。
- 今後の対応をCSWや地域包括支援センターと連携して考えていこう！



これからも吹田市の高齢者が安心して過ごしていけるよう、働きかけていきます！！

施策の方向4 暮らしを支える在宅福祉サービス等の提供

（1）在宅福祉サービス等の提供

- 高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、介護サービスとは別に、市独自で介護用品支給事業、高齢者訪問理美容サービス事業、緊急通報システム事業、配食サービス事業、高齢者日常生活用具給付事業、高齢者寝具乾燥消毒サービス事業、救急医療情報キット配布事業、はり・きゅう・マッサージクーポン券事業、安心サポート収集、高齢者世帯声かけサービスを実施します。
- これらの事業について、必要な人がサービスを受けられるよう出前講座等も活用しながら事業周知を行うとともに、自立した暮らしの実現につながるよう、必要に応じて事業の見直しを行います。
- 通院困難者タクシークーポン券事業の見直しにより、外出が困難な高齢者を対象としたタクシー料金の助成事業の創設を進めます。また、高齢者の外出のための支援策をまとめたリーフレットを活用し、様々なサービスの周知を図ります。運転免許に関する相談に対しては、自主返納制度や、大阪府交通対策協議会による高齢者運転免許自主返納サポート制度の周知を図るとともに、サポート制度への市内事業者の参画を得られるよう働きかけを行っていきます。

介護用品支給事業 (高齢福祉室 他) ※	おむつを使用している方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ又は尿取パッド代の給付券を交付します。
高齢者訪問理美容サービス事業 (高齢福祉室 他) ※	自力又は介助により理容店又は美容院を利用することが困難な高齢者の居宅を業者が直接訪問し、理美容サービスを行います。
緊急通報システム事業 (高齢福祉室 他) ※	急病や災害などの緊急時に、装置のボタンを押すことで、業者の受信センターに自動的に通報される緊急通報システム装置を設置します。通報の報告を受け、必要に応じて、地域包括支援センターや消防、ケアマネジャー等が連携し、継続的な見守りを行います。
配食サービス事業 (高齢福祉室 他) ※	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のみの方に、栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供するとともに、安否確認を行います。
高齢者日常生活用具給付事業 (高齢福祉室 他) ※	電磁調理器や自動消火器などの日常生活用具の給付及び貸与を行います。
高齢者寝具乾燥消毒サービス事業 (高齢福祉室 他) ※	寝具を干すことが困難な方を対象に、寝具の乾燥消毒を行います。
救急医療情報キット配布事業 (高齢福祉室)	持病や服薬等の情報を入れておくための救急医療情報キットや外出時に携帯する救急医療情報カードを配布します。救急隊員は、その情報を活用し、迅速な救急医療活動に役立てます。

※ 高齢福祉室、内本町・亥の子谷・千里N T地域保健福祉センター

はり・きゅう・マッサージ クーポン券事業（高齢福祉室）	はり、きゅう又はあん摩、マッサージもしくは指圧の施術費の一部を助成します。
通院困難者タクシークーポン券事業（高齢福祉室）	在宅で要介護3以上の認定を受けている高齢者を対象に、通院時のタクシー運賃の一部を助成します。
安心サポート収集 （環境部事業課）	障がい者や要介護の認定を受けている高齢者等を対象に、市職員が戸別訪問し、利用者自宅の玄関先でごみを収集します。
高齢者世帯声かけサービス （水道部総務室）	水道メーターの検針員が、「使用水量・料金等のお知らせ」を手渡しし、声かけをします。異変を感じた場合は関係機関等へ連絡します。
自主返納制度	運転に不安を感じる方が運転免許を自主的に返納できる制度です。返納された方は、運転経歴証明書の交付申請が可能です。
高齢者運転免許自主返納サポート制度 （大阪府交通対策協議会）	運転免許を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた大阪府在住の65歳以上の方が、サポート企業・店舗において運転経歴証明書を提示することにより、様々な特典を受けることができる制度です。

コラム 21

外出支援リーフレット配布中！！

高齢福祉室、市内15か所の地域包括支援センター、高齢者生きがい活動センターの窓口で、通院や外出に伴う負担や不便を軽減するためのさまざまなサービスについてご案内したリーフレットを配布しています。ぜひ参考にしてください！！



コラム 22

運転免許のこと、考えてみませんか？

- 運転に自信がなくなった
 - 運転する機会が少なくなった
- 1つでも当てはまったあなたは、運転免許の自主返納について考えてみましょう！

【おすすめポイント】

返納した方は、「**運転経歴証明書**」の交付を受けられます。**公的な身分証明書**として生涯使える他、協力企業（タクシー等）による割引など**様々な特典**があります！
詳しくは、大阪府ホームページをご覧ください。

友達にも勧めてみようかな！



（2）ひとり暮らし高齢者への支援の充実

- ひとり暮らし高齢者が安心して暮らせるよう、緊急通報システム事業、配食サービス事業、救急医療情報キット配布事業、高齢者世帯声かけサービス等の高齢者在宅福祉サービス等を提供し、安否確認や生活支援を行います。
- 地区福祉委員会によるいきいきサロンやふれあい昼食会等のグループ援助活動は、ひとり暮らし高齢者の孤独死や地域からの孤立化の防止につながります。民生委員・児童委員は、安心・安全カードを活用したひとり暮らし高齢者への家庭訪問を行い、万一の事態への対応に備えています。高齢クラブの友愛訪問活動では、訪問し日常生活の状況把握を行い、ひとり暮らし高齢者等の孤独感の解消と地域社会との交流を深めています。これらの活動によりひとり暮らし高齢者が地域で安心して暮らせるよう、活動への支援を行っていきます。
- 民生委員・児童委員、地区福祉委員、高齢クラブ、自治会などの地域の団体に加え、高齢者支援事業者との連携による見守り事業等により高齢者と関わりのある民間事業者も見守りに関わることにより、地域のネットワークを重層化し、ひとり暮らし高齢者等への見守りを強化するとともに、異変に対する早期対応を図ります。
- 平成 29 年度（2017 年度）から社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が一部の地区で開始している「緊急時安否確認事業（鍵の預かり事業）」について周知・活用を図っていきます。

安心・安全カード	民生委員・児童委員が高齢者の方への見守り・支援の活動の際に使用しているカードです。日常の様子や健康状態、また緊急時の連絡先等の情報を記入し、緊急時や災害時等に活用できるよう民生委員・児童委員が管理します。
高齢者支援事業者との連携による見守り事業	郵便局や宅配業者、介護サービス事業者等、日ごろから、高齢者と関わりのある民間事業者に日常業務を通じて見守り活動に協力してもらい、地域全体で見守るネットワークを構築します。
緊急時安否確認事業 (鍵の預かり事業)	ひとり暮らし高齢者等の自宅の鍵を、24 時間 365 日開設している福祉施設等で預かり、緊急時にはその鍵を活用して対応します。社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が、地区福祉委員会、地域にある福祉施設と協働で実施します。

コラム 23

救急医療情報キットって？

- ① かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などを書いたシートを冷蔵庫で保管！
- ② ステッカーを冷蔵庫と玄関のドアの内側に貼れば完璧！！
- ③ 「もしも…」のときに、家族への連絡がスムーズに行えます。

Q なぜ冷蔵庫に保管するの？

A ・ほとんどの家で冷蔵庫は台所にある
 ⇒ 救急隊員がすぐに探し出せます。
 ・冷蔵庫は丈夫なため災害時にも壊れにくいです。

Q どこで配っているの？

A ・各地域包括支援センター（市内 15 か所）
 ・山田、千里丘の各出張所にて配付しています。

Q 自分で作れないの？

A 作れます！！
 救急医療情報キットの作り方は、右のQRコードを読み込んでいただくか、検索サイトで検索をかけてみてください！！

吹田市 救急医療情報キット 作り方

検索



救急医療情報キットステッカー



携帯・スマートフォンからはこちら



http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/koreifukushi/koureishien/_72798/_72806.html

基本目標 5 認知症支援の推進

■ 1 現状と今後の状況、課題

新オレンジプランでは、平成37年（2025年）には高齢者人口の約5人に1人が認知症になることが見込まれており、本市の場合は18,459人になると推計しています。そのうち、要介護認定者で「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の方は、平成28年度（2016年度）には7,289人で、平成32年度（2020年度）に8,403人、平成37年度（2025年度）に9,887人になると推計しています。

施策の方向 1 認知症についての啓発

現状 平成28年度(2016年度)	認知症サポーター養成講座受講者数（年度末累積） 17,403人
実態調査 平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーターの認知度 7.9% 認知症の人が安心して暮らせるまちにするために必要な対策 1位「認知症に関する正しい知識や理解を広めること」52.0%
課題	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーターを平成32年度（2020年度）までに30,400人養成する必要がある 講座受講後、認知症サポーターの自主的な活動に結びついていない

施策の方向 2 認知症の人とその家族への支援

現状 平成28年度(2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> 認知症支援ガイドブックを作成し、配布（2年に1回更新） *認知症ケアパスを174,000部作成し、市報にて全戸配付（平成28年（2016年）3月）平成30年（2018年）1月に更新 認知症初期集中支援チームを設置（平成29年（2017年）4月） 認知症カフェが15か所設置され、認知症カフェ交流会などを後方支援 認知症の要介護認定者の生活場所は、7割が在宅、3割が施設
実態調査 平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> 主な介護者が不安に感じる介護等 「認知症状への対応」31.6%（要介護1・2の主な介護者では「認知症状への対応」が37.2%） 認知症の人が安心して暮らせるまちにするために必要な対策 2位「認知症の人をお世話している家族を支援すること」43.7% 3位「認知症の相談窓口を充実させること」31.4%
推計	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームを利用する認知症の人の推計は、平成32年度（2020年度）で1,277人、平成37年度（2025年度）で1,500人 認知症高齢者グループホームを利用する認知症の人の推計は、平成32年度（2020年度）で289人、平成37年度（2025年度）で340人
課題	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する相談窓口や事業などがあまり知られていない 認知症の人の早期発見・早期対応が必要

施策の方向 3 地域における見守り体制の構築

現状 平成28年度(2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> *認知症地域サポート事業等の実施地区数（累積） 5地区 徘徊高齢者SOSネットワーク事業 協力事業者数（累積） 469事業者 大阪府警察と連携し、警察で認知した保護事案の情報提供の開始（平成29年（2017年）1月）
実態調査 平成28年度 (2016年度)	認知症の人が安心して暮らせるまちにするために必要な対策 4位「近隣の見守りなど認知症の人を支えるまちづくりを進めること」30.0%
課題	認知症の人やその家族を見守り支え合う地域づくりを進めることが必要

施策の方向 4 効果的な支援体制の構築とケア向上の取組の推進

現状 平成28年度(2016年度)	認知症地域支援推進員を配置（平成29年（2017年）4月）
課題	医療機関や介護サービス事業者、地域の支援機関をつなぐ連携支援や医療機関等における認知症対応力の向上が必要

■ 2 課題解決に向けた施策の展開

平成37年（2025年）には18,459人の認知症の人を地域で支え、うち9,887人の人を介護サービスで支えられるよう、「認知症になっても、安心して暮らせるまち吹田」をめざし、認知症の人やその家族、地域の住民を対象とした、さまざまな取組を進めます。

施策の方向1 認知症についての啓発

認知症に対する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、啓発活動に努めます。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)認知症サポーターの養成	★	高齢福祉室 内本町・亥の子谷・千里NT地域 保健福祉センター	人事室 消防本部 水道部総務室 学校教育部
(2)認知症サポーターの自主的な活動への支援	★		市民自治推進室

施策の方向2 認知症の人とその家族への支援

若年性認知症の人を含む、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができるよう、認知症についての情報提供や適切な支援を行うとともに、認知症の早期発見・早期対応に取り組みます。

また、介護サービス事業者の専門的な相談支援などの実施に向けた働きかけを行います。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)認知症についての情報の周知	★	高齢福祉室 内本町・亥の子谷・千里NT地域	中央図書館
(2)早期発見・早期対応に向けた支援の充実	★	保健福祉センター	保健センター
(3)認知症の人を支援するための介護サービスの充実		高齢福祉室	—
(4)認知症の人の家族への支援の充実		高齢福祉室	—
(5)身近な地域での相談や集える場所の確保		内本町・亥の子谷・千里NT地域 保健福祉センター	—
(6)認知症の人の権利擁護の推進			—
(7)若年性認知症の人の支援		高齢福祉室 内本町・亥の子谷・千里NT地域 保健福祉センター 障がい福祉室	—

施策の方向3 地域における見守り体制の構築

住民や事業者との連携により、認知症の人を見守り支え合う地域づくりを進めます。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)地域における見守り体制構築に向けた支援		高齢福祉室	—
(2)事業者との連携による見守りネットワークの構築		内本町・亥の子谷・千里NT地域 保健福祉センター	警防救急室 水道部総務室

施策の方向4 効果的な支援体制の構築とケア向上の取組の推進

認知症の人を見守り支え合う地域づくりの支援や認知症対応能力向上の取組への支援を行います。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)認知症地域支援推進員による取組の推進	★	高齢福祉室 内本町・亥の子谷・千里NT地域 保健福祉センター	—

施策の方向1 認知症についての啓発

(1) 認知症サポーターの養成 **重点取組**

- 平成32年度（2020年度）までに30,400人の認知症サポーター養成をめざし、市民・大学生向け、学校教育部との連携による小・中学生向け、市職員向け、更に金融機関や公共交通機関、商工団体など民間企業の従事者向けの養成講座の開催を積極的に進めていきます。
- 認知症サポーター養成講座の講師をボランティアとして行う*認知症キャラバン・メイトが、地域特性を生かした効果的な認知症サポーター養成講座の企画等を行い、認知症の正しい知識の普及を図ることができるよう支援します。

<想定事業量>

	第6期実績	第7期見込み			第9期見込み
	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
認知症サポーター養成講座受講者数(年度末累積)	17,403人	23,900人	27,150人	30,400人	46,650人

※新オレンジプランでは、平成32年度（2020年度）までに1,200万人(人口の約10%)を養成することとなっていますが、0～5歳児を対象とした養成講座を行っていないこと、85歳以上では要介護率が上がることから、本市ではその人口を差し引いて目標を設定しています。毎年3,250人を養成し、平成32年度（2020年度）には30,400人をめざします。

(2) 認知症サポーターの自主的な活動への支援 **重点取組**

- 認知症サポーター養成講座の振り返りや認知症サポーターとしてのモチベーションの維持が図られるよう、講座受講後のフォローアップ研修を開催します。
- 認知症サポーターが、認知症の人の支援として自身ができることを考え活動できるよう、活動の場の提供を行います。今後は個人情報保護などに配慮しながら個別支援にもつながるよう、認知症の人と実際に関わり、支援の方法を学ぶ機会の提供など研修も重ねていきます。
- 地域で認知症サポーターの活動を広げていくため、「認知症サポーター交流会」を開催し、市民公益活動センター（ラコルタ）とも協力しながら進めていきます。
- 認知症サポーターの主体的な活動を支援するため、認知症サポーター間のネットワークづくりや、情報提供、活動の場との橋渡しを行います。

施策の方向2 認知症の人とその家族への支援

（1）認知症についての情報の周知 **重点取組**

- 地域の実情に応じて、認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるかなど、認知症の状態に応じた適切なサービスが分かる「**認知症ケアパス**」や、認知症支援に特化した社会資源についてまとめた「**認知症支援ガイドブック**」を活用し、市民への情報発信を行います。
- 医療機関や介護サービス事業者等の基本情報や空き情報などを検索できる**ポータルサイト「すいた年輪サポートナビ」**において、認知症支援にかかるサービスについての情報発信を行います。
- 認知症についての情報をより身近な場所で手にすることができるよう、地域包括支援センターでのちらしの配布やホームページ、市報による情報発信を行うとともに、市立図書館などで認知症関連書籍を貸し出したり、ちらしを配布するなど、**多様な情報発信**の方法を検討します。

ポータルサイト「すいた年輪サポートナビ」へのアクセス方法は、コラム 28 (p.139) をご覧ください！

（2）早期発見・早期対応に向けた支援の充実 **重点取組**

- 平成 29 年（2017 年）4 月から設置している**認知症初期集中支援チーム**で情報交換や情報共有を行うとともに、チーム内の専門医が助言・指導を行い、個別ケースの検討会議を実施します。また、認知症地域支援推進員や、***認知症疾患医療センター**等の専門医療機関とも連携し、認知症の早期診断と早期対応に取り組めます。
- 認知症の早期発見のため、介護予防の教室・講座等、さまざまな機会をとらえて、簡易なチェックツールや認知症ケアパスの活用機会の拡充を図ります。

認知症初期集中支援チーム	認知症が疑われる人や認知症の人、及びその家族を訪問し、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームです。本市では専門医、看護師、介護福祉士により構成され、医療機関や地域包括支援センターからの連絡を受けて対応します。
--------------	---

（3）認知症の人を支援するための介護サービスの充実

- 高齢者等実態調査（平成28年度（2016年度）実施）によると、認知症で1人暮らしの人は9.1%で、夫婦2人暮らしや息子・娘との2世帯が過半数を占めていますが、今後は1人暮らしの認知症の人が増加すると考えられます。
- 認知症の人が利用できる認知症高齢者グループホームなどの施設整備を進め、また、認知症の人の生活場所の7割が在宅と推測されるため、在宅で暮らす認知症の人が必要な回数のデイサービスに通うことができ、夜間には必要な訪問支援ができるよう、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などのサービスの充実を図ります。

コラム 24

ご存知ですか？ 認知症初期集中支援チーム

「最近なんだかおかしい」「これって、もしかして認知症？」このような認知症の疑いがある初期段階に、支援してくれるのが認知症初期集中支援チームです。

具体的に、認知症初期集中支援チームの介入事例を見てみましょう。



ノリカズさん
85歳

ノリカズさん（85歳男性）の状況

- ・要介護認定は受けておらず、介護サービスは利用していません。
- ・ひとり暮らしをしています。
- ・持病があり、かかりつけ医にかかっています。
- ・最近、物忘れがひどいようです。

1 かかりつけ医から「ノリカズさんは持病の薬が飲めておらず受診も忘れることが多い、認知症ではないか。」と認知症初期集中支援チームに相談がありました。時々騒いでご近所とトラブルも起こしているとの情報もあります。

2 訪問すると、やりとりも曖昧で、食事也十分とれておらず支援が必要な状況でしたが、チームの支援には拒否的でした。粘り強く訪問を続けると少しずつ身の上話をしてくれるようになり、遠方に娘がいることや、自分の健康状態に不安を感じていることも話し始めました。

3 娘の協力を得て、まずかかりつけ医の受診に付き添い持病の服薬を再開し、かかりつけ医の協力も得て専門医により認知症の診断を受けました。

4 要介護認定を受け、日常生活の支援と、病状や服薬の確認のため訪問介護と訪問看護のサービスを導入し、安定した生活を送れるようになっていきます。

（4）認知症の人の家族への支援の充実

- 認知症の人の家族の精神的な負担軽減を図ることを目的として実施している**徘徊高齢者SOSネットワーク事業**や、**徘徊高齢者家族支援サービス事業**、**認知症老人徘徊感知機器の貸与（介護保険制度）**について、積極的な周知を図るとともに、**認知症高齢者等支援対象者情報提供制度**の活用を図ります。

徘徊高齢者SOSネットワーク事業	認知症高齢者等が行方不明になった場合、対象者の情報を、郵便局、宅配業者等の協力機関へ一斉に送信し、徘徊高齢者の迅速な安全確保を図ることで、その家族の精神的負担の軽減を図ります。
徘徊高齢者家族支援サービス事業	認知症高齢者の同居家族を対象に位置検索システム専用端末機を貸し出し、その機能を利用して徘徊高齢者の現在位置を調べることができます。
認知症老人徘徊感知機器の貸与【介護保険制度】	認知症の人が屋外へ出ようとした際に、それを感知して家族などに通報する機器を貸与します。入り口などにセンサーを設置するものや、本人の持ち物などに小型発信機を付けるもの、高齢者がベッドから離れたときに感知するものなどがあります。
認知症高齢者等支援対象者情報提供制度	大阪府警察と連携し、警察で認知した保護事案について情報提供を受け、市は医療や福祉サービスにつなぐ等することで、再保護、行方不明の未然防止を図ります。

（5）身近な地域での相談や集える場所の確保

- 認知症の人やその家族など、誰もが気軽に集まって話ができる居場所である認知症カフェについて、ちらしの配布やホームページへの掲載などの広報や、認知症カフェを運営する団体が情報交換などを行う「認知症カフェ交流会」の後方支援を行います。また、地域包括支援センター等とも連携を図ることにより、必要な人が認知症カフェにつながるよう取り組んでいきます。
- 市内の認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム等の事業者が、その知識や人材、経験等を生かして、地域において在宅で生活する認知症の人やその家族に対し、介護方法などに関する専門的な支援や相談を行ってもらえるよう、事業者に対し働きかけをするとともに、認知症カフェなど、既に相談・支援を行っている事業者についての広報等を行います。

コラム 25

「認知症カフェ」ってどんなところ？

認知症カフェは、認知症の人やその家族が、地域の人や医療・介護の専門職と悩みや情報を共有しながらお互いに交流ができる「集いの場」です。吹田市では、介護サービス事業者や認知症サポーター、地域包括支援センターなどの様々な運営者により、取組が広がっています。

カフェといっても一般的なカフェとは異なり、介護サービス事業所の一部や地区公民館などで開催している認知症カフェもあり、開催内容は様々です。

- ◆カフェのようにお茶を飲みながら語り合っ交流できる場所
- ◆同じ悩みや経験を持つ人たちと情報交換ができる場所
- ◆認知症について医療・介護の専門職などに相談できる場所



市内の認知症カフェは
現在 **19か所！！**

（平成 29 年（2017 年）12 月現在）

参加料金 無料 ※飲食代は有料

公的な制度に基づくものではありませんが、市は、認知症カフェの後方支援として、市内の認知症カフェの所在地や開催日等をホームページで公開しています。様々な情報交換やそれぞれの心のケアも認知症カフェの大切な目的の1つです。

お近くの認知症カフェを見つけて、一度足を運んでみませんか。

携帯・スマートフォンからはこちら



http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/koreifukushi/_85932/_85949.html

（6）認知症の人の権利擁護の推進

- 判断能力が不十分で契約などの法律行為における意思決定が難しい、認知症の人の権利擁護のため、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの周知や利用促進を図ります。

成年後見制度	判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護（しんじょうかんご）を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う事業で、社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が行っています。

（7）若年性認知症の人の支援

- 65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といい、全国で4万人近くいると言われています。本市における若年性認知症の方は約100人と推計していますが、相談に来る人は少なく、実態がつかめていないのが現状です。介護サービスや障害福祉サービスの利用状況、ケアマネジャーへの調査、認知症疾患医療センターや専門医等との連携により、実態把握を進めていきます。
- 地域包括支援センターが、若年性認知症の人の相談窓口であることを、市報やホームページ、認知症ケアパスを通じて周知するとともに、医療機関との連携を進めます。また、障がい福祉室や地域保健福祉センターに相談に来られた若年性認知症の人に対し、障がい福祉室や地域保健福祉センターとも連携しながら相談支援を実施します。

施策の方向3 地域における見守り体制の構築

（1）地域における見守り体制構築に向けた支援

- 認知症地域サポート事業として、おおむね小学校区単位で徘徊高齢者捜索模擬訓練等を実施するため、地域住民とともに実行委員会を立ち上げ、事業実施に向けて準備を進め、認知症の人を地域で見守ることの重要性を啓発し、地域住民が主体的に組織し実行できるよう支援していきます。

（2）事業者との連携による見守りネットワークの構築

- 郵便局、宅配業者等の協力機関と連携してネットワーク体制を構築し、認知症高齢者等が行方不明になった場合、対象者の特徴等を記載した情報を協力機関へ一斉に送信し、徘徊高齢者の迅速な安全確保を図ることで、その家族の精神的負担の軽減を図る徘徊高齢者SOSネットワーク事業に取り組みます。
- 協力事業者を増やすため、事業者への積極的な周知に努めるとともに、協力事業者への継続的啓発と、認知症の人を見守る地域づくりを進めていきます。

<想定事業量>

	第6期実績	第7期見込み			第9期見込み
	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
徘徊高齢者SOSネットワーク事業協力事業者数(累積)	469事業者	577事業者	631事業者	685事業者	955事業者

※平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）までの3年間における前年度比の増加事業者数の平均から、毎年54事業者の増加を見込んでいます。

施策の方向4 効果的な支援体制の構築とケア向上の取組の推進

（1）認知症地域支援推進員による取組の推進

重点取組

- 平成29年（2017年）4月から配置している認知症地域支援推進員が以下の取組を進められるよう、支援を行います。
 - ・病院等における認知症の人への対応や研修等の現状を把握し、病院勤務の医療従事者の認知症対応力が向上するよう他機関と連携した取組の推進
 - ・若年性認知症も含めた、認知症の人やその家族などが、誰もが気軽に集まって交流ができる居場所である認知症カフェへの後方支援
 - ・認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示す「認知症ケアパス」の作成や情報更新
 - ・市内の認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム等の事業者に対し、在宅で生活する認知症の人やその家族に専門的な支援や相談を行ってもらえるような働きかけ

認知症地域支援推進員	認知症の人の早期発見から早期対応の社会システムの構築、地域の見守り体制や医療機関等での適切なケアの提供、認知症に関する啓発等により、地域包括支援センターや認知症家族の会、かかりつけ医、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の関係機関と連携し、地域における支援体制の強化を図ります。
------------	--



コラム 26



認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域における推進体制の強化を図ります！

私たちはこんな仕事をしています Part2 ～認知症地域支援推進員～

→ Part1はP.117 コラム20へ

- 月☆日
- 今日は○○地区の認知症カフェを訪れた。定期的に通っている人はいるようだが、
- まだまだ周知が必要だ。チラシの配布場所などをもっと増やせないだろうか…



- 月□日
- 地域包括支援センターで認知症カフェのチラシを置かせてもらえるよう話をした。
- また、今度の出前講座でも配ってもらえることになった！



- ×月△日
- 今日は病院に行って、認知症看護認定看護師が行っている認知症についての研修が、職員の認知症対応力の向上につながっているとの意見を聞いた。

- 月×日
- 隣接市に、若年性認知症の家族会があると聞き、今日はその集まりに参加させていただいた。
- 吹田市でも若年性認知症を含む認知症の人の支援の在り方についてさらに検討してみよう！



これからも認知症の方やその家族が、安心して過ごしていけるよう、働きかけていきます！！

基本目標 6 在宅医療と介護の連携の推進

■ 1 現状と今後の状況、課題

施策の方向 1 在宅療養を支えていくための連携体制の推進

現状 平成 28 年度(2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> 吹田市在宅医療・介護連携推進協議会を設置し（平成 28 年（2016 年）4 月）、開催（2 回） 同協議会の部会にケアネット実務者懇話会を位置付け、4 つの作業部会で具体的に検討 吹田市地域医療推進懇談会（2 回）及び作業部会（3 回）を開催（平成 29 年度（2017 年度））
課題	在宅医療・介護連携の取組の更なる推進が必要

施策の方向 2 在宅医療と介護の切れ目のない提供体制の構築

現状 平成 28 年度(2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> 多職種連携研修及びケアマネ塾を開催 退院時支援ツールの作成 介護関係者等の情報共有のための連絡サイト立ち上げ（平成 29 年（2017 年）11 月） 訪問看護事業所による連携に関する介護報酬加算（退院時共同指導加算）の給付実績 124 件/30 事業所 居宅介護支援事業所による連携に関する介護報酬加算の給付実績 入院時情報連携加算 691 件/79 事業所・退院退所加算 425 件/85 事業所
課題	在宅医療・介護連携における顔の見える関係づくりの更なる推進が必要

施策の方向 3 在宅療養等についての情報発信・相談支援

現状 平成 28 年度(2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養に関するリーフレットを作成 地域医療推進のための講演会（シンポジウム）を開催（平成 29 年度（2017 年度）） ポータルサイト「すいた年輪サポートナビ」開設（平成 29 年（2017 年）11 月）
実態調査 平成 28 年度 (2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医がいる 78.9% / かかりつけ歯科医がいる 76.8% かかりつけ薬局を決めている 63.4% 最期を迎えたい場所 自宅 33.3%、病院等の医療施設 33.2% 家族の最期を迎えさせたい場所 自宅 37.3%、病院等の医療施設 32.8% 自宅で療養しながら最期まで過ごすことが難しいと思う 51.6% その理由 1 位「介護してくれる家族に負担がかかる」 87.4% 人生の最終段階における医療についての話し合い 「話し合ったことがある」44.7%、「全く話し合ったことがない」45.0%
医療に関する 市民アンケート 平成 28 年度 (2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療の認知度 78.0% 人生の最期について家族と「話したことがない」 63.8% その理由 1 位「自分の最期を考えたことがない」54.2% 2 位「死に関することは話しづらい」28.8%
人口動態調査 平成 28 年度(2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> 死亡場所 「自宅」13.0%、「老人ホーム」6.9%、「介護老人保健施設」2.3%
課題	在宅療養についての市民への普及啓発と情報発信が必要

施策の方向 4 在宅療養のための基盤整備

現状 平成 28 年度(2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護の実態調査及び医療に関する市民アンケート調査を実施 訪問看護 給付実績 24,244 件/961,537 千円 *ターミナルケアを受けた訪問看護利用者（厚生労働省資料・平成 27 年（2015 年）9 月実績（全国））介護保険利用者 1,327 人/医療保険利用者 2,853 人 *看取り・ターミナルケアに関する介護報酬加算に係る体制を取っている市内施設 特別養護老人ホーム 14 か所、認知症高齢者グループホーム 12 か所（平成 29 年（2017 年）4 月時点） 連携に関する診療報酬（退院支援加算）に係る体制を取っている市内の病院・診療所数 8 か所（平成 29 年（2017 年）4 月時点）
実態調査 平成 28 年度 (2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> 訪問診療を「利用している」（認定者） 17.6% 要介護 1・2 11.5% 要介護 3 以上 25.3%
課題	在宅療養のために必要な医療・介護サービスの確保

■ 2 課題解決に向けた施策の展開

「医療と介護 重ねた年輪 支える吹田」をめざし、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、医療と介護の連携の仕組みづくりや啓発、必要なサービスの確保に取り組めます。

施策の方向1 在宅療養を支えていくための連携体制の推進

在宅医療と介護を一体的に提供するための連携の仕組みづくりや在宅医療の環境づくり等を推進します。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1) 在宅医療・介護連携の推進		高齢福祉室 内本町・亥の子谷・千里NT地域 保健福祉センター	地域医療推進室
(2) 在宅医療推進のための環境づくり		地域医療推進室	高齢福祉室

施策の方向2 在宅医療と介護の切れ目のない提供体制の構築

在宅療養支援に関わる医療機関と介護サービス事業者等の関係者の連携や顔の見える関係づくりを進めます。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1) 在宅療養推進のための研修の実施	★	高齢福祉室 内本町・亥の子谷・千里NT地域 保健福祉センター	—
(2) 在宅医療・介護連携のための情報共有の支援		地域医療推進室	—

施策の方向3 在宅療養等についての情報発信・相談支援

在宅医療と介護の連携や終末期医療、看取りについて市民に広く啓発し、在宅療養の推進を図ります。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1) 在宅療養等についての市民啓発の推進	★	高齢福祉室 内本町・亥の子谷・千里NT地域 保健福祉センター	警防救急室 中央図書館
(2) 在宅療養のための医療・介護資源についての情報提供	★	地域医療推進室	—
(3) 在宅医療・介護連携に関する相談支援の実施		高齢福祉室 内本町・亥の子谷・千里NT地域 保健福祉センター	—

施策の方向4 在宅療養のための基盤整備

在宅療養を支える医療・介護サービスの確保を図ります。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1) 在宅療養を支える介護サービスの確保		高齢福祉室	—
(2) 在宅医療を支える連携体制の構築	★	地域医療推進室	—

【参考】在宅医療・介護連携推進事業において市町村が実施すべき8つの事業と本市の実施状況

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	ポータルサイト立ち上げ（平成29年（2017年）11月）
(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	在宅医療・介護連携推進協議会（準備会）で検討
(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	退院時支援ツールの作成 介護関係者等の情報共有のための連絡サイト立ち上げ（平成29年（2017年）11月）
(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援	
(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域包括支援センターで実施予定（平成30年度（2018年度）～）
(カ) 医療・介護関係者の研修	多職種連携研修を実施
(キ) 地域住民への普及啓発	リーフレット作成、地域医療推進の講演会を実施
(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	医介連携枠組み構築に向けた橋渡し支援事業へ参画

※次ページ以降の□内には、上記の在宅医療・介護連携推進事業のうち、本市が行う取組に該当する事業名を記載しています。

【参考】吹田市介護保険事業計画・大阪府医療計画・地域医療構想の関係

大阪府では、5年ごとに医療計画（現行は「保健医療計画」）を策定してきました。更に、平成26年（2014年）の医療法改正により、すべての都道府県において地域医療構想を策定することとなり、大阪府においても平成28年（2016年）3月に、第6次大阪府保健医療計画（2013-2017）の一部として地域医療構想が策定され、平成37年（2025年）の医療需要と病床の必要量や、めざすべき医療提供体制を実現するための施策等が示されました。

その構想のもと、介護サービスも含めた地域のケア体制を計画的に整備するため、今後、第7次大阪府医療計画（2018-2023）は、市町村の介護保険事業計画の策定期間に合わせ6年ごとに策定されることとなります。平成30年度（2018年度）は、第7次大阪府医療計画（2018-2023）と第7期吹田市介護保険事業計画（2018-2020）が同時スタートとなるため、両計画等の一体的な策定を図る観点から、医療・介護担当者等の関係者による「協議の場」において検討するなど、緊密な連携を図り、各計画の内容に整合性を持たせています。

具体的には、大阪府医療計画において大阪府・二次医療圏全体の在宅医療の提供量（整備目標）と市町村ごとの在宅医療・在宅介護の提供量をそれぞれ算出し、吹田市介護保険事業計画における介護の整備目標と整合性を図っています。また、在宅医療の充実に向けた取組についても整合性を図っています。

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)	平成37年度 (2025年度)	平成38年度 (2026年度)
--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

吹田市介護保険事業計画			
第6期計画	第7期計画	第8期計画	第9期計画

↑↓ 同時策定

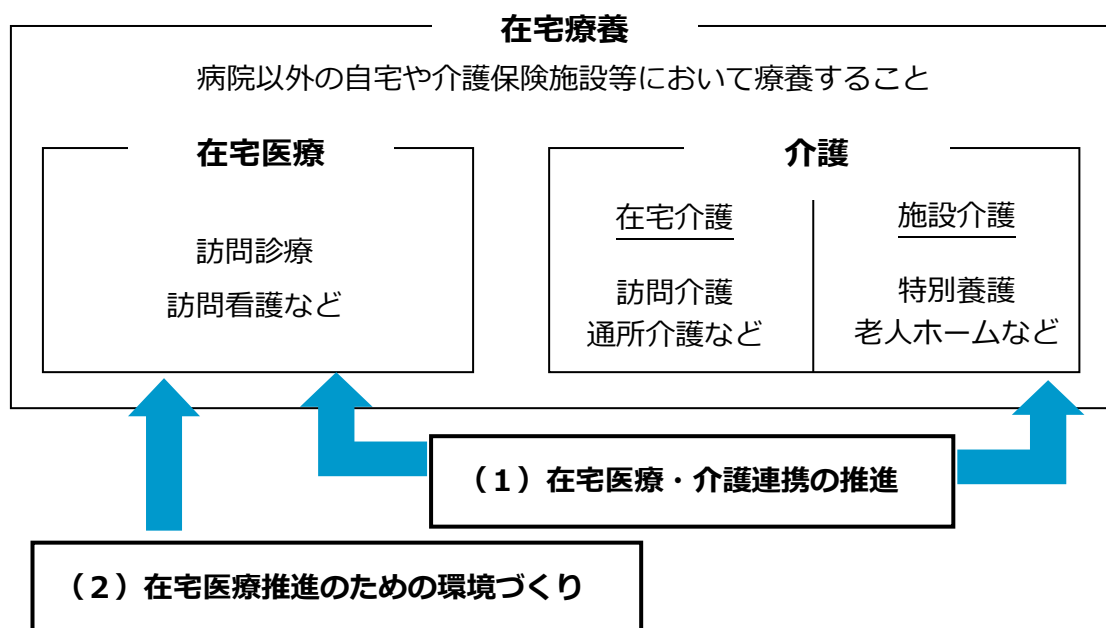
大阪府医療計画（現行は大阪府保健医療計画）		
第6次計画 (平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）)	第7次計画 (平成33年度（2021年度）見直し)	第8次計画

★平成28年（2016年）3月 地域医療構想策定

★平成30年度（2018年度）
診療報酬・介護報酬 同時改定

施策の方向1 在宅療養を支えていくための連携体制の推進

※在宅療養のイメージ図



(1) 在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護が切れ目なく提供されるための連携の仕組みづくりを進めるため、吹田市在宅医療・介護連携推進協議会を開催します。
- 同協議会において在宅医療と介護の連携における課題を抽出するとともに、同協議会の部会である吹田市ケアネット実務者懇話会に、医療・介護資源の把握、医療機関と地域連携のルールづくり、多職種連携研修会、地域住民への普及啓発等、課題に対応した作業部会を設置し、具体的な検討を進めます。
- 豊能圏域の市町村が協力して広域的な取組が必要な課題を整理するとともに、広域連携を進めるため、大阪府主催で、医療・介護関係者や行政、地域包括支援センター等が集まる医介連携枠組み構築に向けた橋渡し支援事業に参画し、関係市町村との協力体制を構築します。

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 / (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

(2) 在宅医療推進のための環境づくり

- 将来の医療需要に見合った必要な在宅医療の環境づくりの推進等を目的として、吹田市地域医療推進懇談会を開催します。懇談会では、一般社団法人吹田市医師会、一般社団法人吹田市歯科医師会、一般社団法人吹田市薬剤師会等の協力を得て、在宅医療を支える連携体制等について検討します。

施策の方向2 在宅医療と介護の切れ目のない提供体制の構築

(1) 在宅療養推進のための研修の実施 **重点取組**

- 在宅療養の推進及び多職種連携の促進を目的に、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャー、病院の*ソーシャルワーカー、地域包括支援センターなど、医療機関や介護サービス事業者を対象とした**多職種連携研修会**を実施します。また、医療機関等で、医療・介護関係者向けに行っている、在宅医療・介護連携のための講座や勉強会について把握し、関係者に対し情報提供を行います。
- ケアマネジャー等が、医療・保健についての知識の向上を図れるよう、**ケアマネ塾**やブロック別での**ケアマネ懇談会**を開催します。
- 在宅療養者の生活や在宅医療・介護支援体制等の現状について、診療所の医師、病院医師や病棟看護職員等、**医療関係者を対象とした研修会**を開催し、在宅医療や在宅療養、在宅看取り等に対する一層の理解を促進します。

(カ) 医療・介護関係者の研修

<想定事業量>

	第6期実績	第7期見込み			第9期見込み
	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
多職種連携研修参加者数	110人	150人	150人	150人	150人
ケアマネ塾・ケアマネ懇談会開催回数	39回	33回	33回	33回	33回

(2) 在宅医療・介護連携のための情報共有の支援

- 医療・介護関係者等が**利用者等の情報を共有**し、切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築を図るため、利用者情報提供書や退院前カンファレンスチェックシートなど、医療・介護関係者等が活用できる具体的な手段（ツール）の検討を進め、その周知に努めます。
- 介護関係者や関係機関と市が情報交換や情報共有を図るための連絡サイト**（吹田市ケア倶楽部）において、市から事業者へのお知らせや介護に関する国の動向、会員向け医療機関情報等の情報発信を行い、医療・介護関係者や市との情報共有を促進します。

(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 / (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

コラム 27

医療と介護の橋渡し…「情報共有ツール」

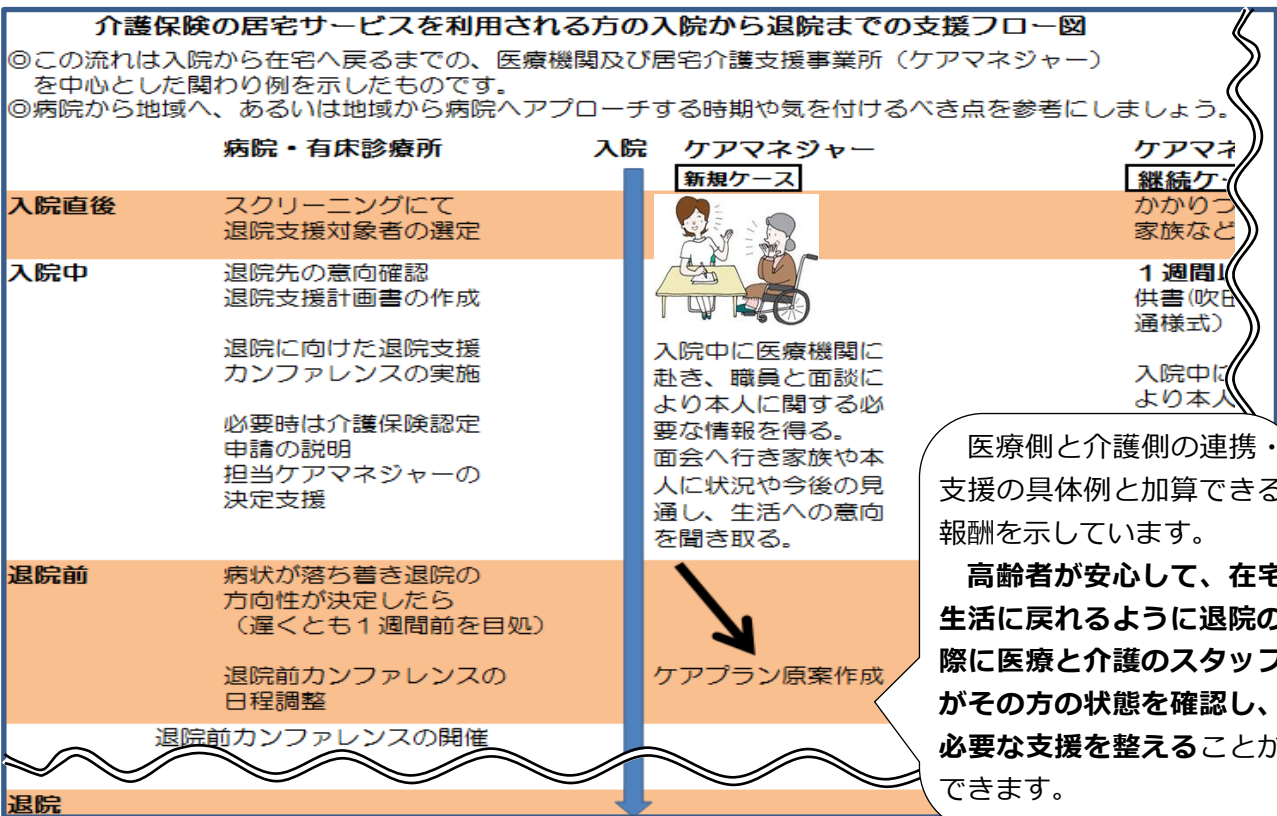
吹田市ケアネット実務者懇話会では、切れ目なく在宅医療と介護サービスを提供できるよう、医療・介護関係者等が活用できるさまざまな手段（ツール）を作っています。

利用者情報提供書

入院時等にケアマネジャー（居宅介護支援事業者）が提供するツールです。高齢者が入院等医療を受ける時に、**その方の状況**（氏名、生年月日、介護認定区分、かかりつけ医、体の状況等）について**短時間で伝えることができるため、適切な医療に結び付けることができます。**

<input type="checkbox"/> 利用者情報提供書 <input type="checkbox"/> 居宅サービス依頼書 平成 年 月 日	
病院 御中	
基本情報 ふりがな 氏名 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 生年月日 M T S 年 月 日 住所 TEL 介護認定区分 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5 申請中 区分変更中(/ 付) 認定有効期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 かかりつけ医 医院名 医師名 電話 その他受診医 ありなし 内科・外科・整形外科・精神科・歯科・その他()・薬局() 現病	
事業所番号 事業所名 担当ケアマネジャー 電話	

入院から退院までの支援に向けてのフロー図



退院前カンファレンスチェックシート

退院後、在宅療養を進めるに当たり、病院の主治医、看護師等と在宅支援スタッフ等との間で、本人の病態や状況についての情報を共有するための「退院前カンファレンス」に必要な情報項目の整理等をしたものです。

施策の方向3 在宅療養等についての情報発信・相談支援

(1) 在宅療養等についての市民啓発の推進 **重点取組**

- 地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できることや、在宅療養や看取り、終末期等についての理解を進めることを目的として、リーフレット等を活用し、**市民への啓発**を進めます。
- 在宅医療についての理解の促進や、かかりつけ医等を持つこと、病床の機能分化と連携を踏まえた適切な受診行動の推奨など、市民の医療に対する意識の醸成をめざし、**シンポジウムや講演会**を開催し、在宅医療を含む地域医療全般に関する普及啓発を図ります。
- 在宅療養に関する**出前講座**をメニュー化して実施するとともに、認知症や介護予防などの出前講座を行う際に在宅療養についても触れるなど、在宅療養への理解を進めます。
- 市立図書館**において、在宅療養に関する情報を掲載した*「パスファインダー」を作成し、関連書籍の貸し出しを行います。

(キ) 地域住民への普及啓発

<想定事業量>

	第6期実績	第7期見込み			第9期見込み
	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
在宅療養についての出前講座 累積延べ参加者数	—	1,500人	2,100人	2,700人	5,700人
地域医療推進のための講演会・シンポジウム 累積延べ参加者数	—	200人	250人	300人	750人

※在宅療養についての出前講座は、いきいき百歳体操の活動支援の一環として行います。平成30年度（2018年度）から始めるため、平成30年度（2018年度）はいきいき百歳体操を行うすべてのグループに対して行いますが、その後は年に40グループずつ新規で増えていく見込みであり、1グループ15人が参加するとして算定しています。

(2) 在宅療養のための医療・介護資源についての情報提供 **重点取組**

- 医療・介護資源の把握に努め、医療機関の情報や介護サービス事業者等の基本情報や空き情報などを検索できる**ポータルサイト「すいた年輪サポートなび」**において、より鮮度の高い情報を提供します。

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握

（3）在宅医療・介護連携に関する相談支援の実施

○地域包括支援センターにおいて、保健所や病院等、関係機関と連携しながら、医療・介護関係者や市民からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応します。地域包括支援センターは、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、地域の医療機関等と介護サービス事業者相互の紹介等を行います。平成31年度（2019年度）以降には、在宅医療・介護連携の相談窓口としての地域包括支援センターの評価について検討していきます。

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

コラム 28

ねんりん 「すいた年輪サポートナビ」って？

平成29年（2017年）11月からスタートした「すいた年輪サポートナビ」では、医療機関の情報や介護保険事業者等の基本情報や空き情報などを、誰でも検索できます。

自分の住む地域にある事業者や施設の空き情報などを調べてみてください。



吹田市ホームページのトップページにあるこのイラストをクリック！

すいた年輪サポートナビ 検索

検索サイトでの検索も可能です！

携帯・スマートフォンからはこちら



<http://www.u-system.com/u-wins/suita>

コラム 29

あなたは人生の最期をどのように過ごしたいですか？

人生の最期について話し合ったことはありますか？

「自分が死ぬ時のことを話し合うなんて縁起でもない！」と思われるかもしれませんが、高齢になってくると、体調が悪くなり人の世話になることがあります。そんな時にあわてないよう、また最期まで自分らしく生きるために準備しておくことが必要となります。

そのために、家族やかかりつけ医と話し合い、考え、どのような最期を迎えたいのか意思決定をしていくことが大切です。

? 何を考え、何を話合うのか

人生の終わりは「誰と」「どのように」過ごしたい？

どんな医療を受けたい？

エンディングノート書いた？

最期を迎える場所はどこにする？

施策の方向4 在宅療養のための基盤整備

（1）在宅療養を支える介護サービスの確保

- 高齢者人口の増加に伴う医療需要の変化を見据え、平成37年（2025年）までに国全体で*慢性期病床が2割縮減される見込みであり、その受け皿として、在宅医療や介護サービスの需要への対応が必要となります。
- 高齢者人口増加による自然増も含め、今後、在宅療養の需要が増していくことが予想されます。それを支える介護サービスとして、24時間365日の支援をしていくためには、特に看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護が必要です。今後、在宅療養を支えるために必要な介護サービス量を適切に見込み、**地域密着型サービス等の整備**を進めていきます。
- 介護保険施設等で最期を迎える高齢者は、今後ますます増えていくと予想されます。入所者やその家族の希望に応じ、安心して施設で最期を迎えることができるよう、介護サービス事業者等と連携し、**看取りに取り組む施設**において、職員に対する**研修やフォローアップ**、また、**事業者間の情報共有**が図れるよう支援を検討します。
- 平成30年度（2018年度）に新たに創設される**介護医療院**は、新規開設の他、指定介護療養型医療施設や*医療療養病床を有する医療機関からの転換による開設が想定されています。本市には指定介護療養型医療施設はありませんが、医療療養病床を有する医療機関からの転換意向や、新たな参入動向等を見極めながら、介護医療院の必要整備数について今後検討していきます。

介護医療院	平成30年度（2018年度）に新たに創設される介護保険施設で、要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に提供する施設。
-------	--

（2）在宅医療を支える連携体制の構築 **重点取組**

- 在宅医療を支える大きな資源である市内の訪問看護ステーションは、小規模な事業所が多く、活動時間等の制約や訪問看護師の人材確保等の課題があることから、**訪問看護ステーションの連携促進等、支援策**を検討します。
- 在宅療養者の病状の急変時等における入院など、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供できるよう、病院と診療所、また病院と病院の一層円滑な連携をめざし、**病診連携及び病病連携**を推進します。

コラム 30

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局をしよう！

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局について話している、アヤカさんとケイチさんの会話を覗いてみましょう。
 (参考：(公社)日本医師会、(公社)日本歯科医師会、(公社)日本薬剤師会の各ホームページ)



ケイチさんは、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を決めていますか？

アヤカさん

いいえ、決めていないですね。
 病気になったら、そのつど自分で病院を調べて通院しています。



ケイチさん



そうなんですか。
 でも、普段から健康に関するいろいろなことを相談できて、頼りになるお医者さんが身近にいるといいなと思いませんか？
 それが「かかりつけ医」なんですよ。

なんやて！？ほかに、どんないいことがあるんですか？



かかりつけ医は、**あなたの日頃の健康状態**を知っていて、体調などについても**気軽に何でも相談できる**ので、**病気についても早期の対策**がとれます。また、必要であれば**専門の病院も紹介**してくれるんですよ。
 かかりつけ歯科医も同じです。歯の健康を守るために、**いつでも気軽に相談できて頼れる歯医者さん**を決めておくとういすね。

へえ～。じゃあ薬局もかかりつけが必要なのですか？



あなたが現在使用している**処方薬や市販薬などの情報を把握**し、**薬の飲み残しや重複、副作用**などがないか、1つの薬局で**継続的に確認**することができます。
 お薬手帳も忘れずに持ってきてくださいね！

なるほど！納得しました。これからも健康でいるために、

そら、かかりつけ持たな！



基本目標7 安心・安全な暮らしの充実

■ 1 現状と今後の状況、課題

施策の方向1 高齢者向け住まいの安定確保に向けた支援

現状 平成28年度(2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け住まい（介護サービスを除く） 2,315人分 ・住宅改修（介護保険制度） 給付実績 1,283件／113,052千円 ・住まい探し相談会を年1回実施
実態調査 平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの所有形態 持家（一戸建て）44.9%、持家（集合住宅）29.2% ・住まいの築年数 「40年以上」31.5% ・住まいでの困りごと <ul style="list-style-type: none"> 1位「耐震対策ができていない」17.2% 2位「段差が多い」13.3%（認定者は25.2%） 3位「つかまるところがない」7.3%（認定者は12.5%） ・高齢者保健福祉について充実を望む施策 <ul style="list-style-type: none"> 7位「高齢者向け住宅の整備」21.3%
課題	住まいに関する情報発信を進めていく必要がある

施策の方向2 バリアフリー化の推進

現状 平成28年度(2016年度)	特定経路等のバリアフリー化整備率 50.9%
実態調査 平成28年度 (2016年度)	高齢者保健福祉について充実を望む施策 <ul style="list-style-type: none"> 4位「建物・道路など高齢者に配慮したまちづくり」26.8%
課題	引き続きバリアフリー化を進めていく必要がある

施策の方向3 防災・防犯の取組の充実

現状 平成28年度(2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災用資機材給付団体数（自主防災組織数） 263団体 ・*災害時要援護者支援事業 協定締結団体数（手上げ・同意方式） 29団体 ・福祉避難所 指定済み施設数 28施設 ・自主防犯活動登録数 33団体 ・特殊詐欺被害件数 76件
実態調査 平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用火災警報器の設置率 73.3% ・災害に備えた対策 <ul style="list-style-type: none"> 1位「携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品などを準備している」54.9% 2位「近くの学校や公園など、避難する場所を決めている」39.6% 3位「食料や飲料水を準備している」38.2% 8位「家具・家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止している」20.5% ・特殊詐欺だと思われる電話 「かかってきたことがある」22.4%
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・防犯への取組を進めていく必要がある ・被害件数が増大している特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組を進める必要がある ・高齢者福祉施設等における防災・防犯の取組を進める必要がある

■ 2 課題解決に向けた施策の展開

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための住まいの支援を図ります。また、防災・防犯に備えるため、地域ぐるみでの取組を進めるとともに、高齢者福祉施設等における取組の支援を行います。

施策の方向1 高齢者向け住まいの安定確保に向けた支援

高齢者が、住み慣れた家で暮らし続けられるよう、住まいの改修への支援を行います。また、所得や介護の必要性に応じ、適切な住まいを自身で選べるよう、情報提供や相談支援を行います。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)住み慣れた家で暮らし続けるための支援の提供		高齢福祉室・障がい福祉室 開発審査室	—
(2)高齢者向け住まいの情報提供と相談の実施	★	住宅政策室・高齢福祉室 生活福祉室・障がい福祉室	—
(3)高齢者向け住まいの質の確保		福祉指導監査室	—
(4)高齢者向け住まいの供給		住宅政策室・高齢福祉室	—
(5)高齢者向けウェルネス住宅の整備		地域医療推進室	—

施策の方向2 バリアフリー化の推進

高齢者をはじめ、すべての人が暮らしやすいバリアフリーのまちづくりを進めます。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)バリアフリー化の推進		総務交通室・道路室	—

施策の方向3 防災・防犯の取組の充実

災害時の安全対策として、自主防災組織等の地域の防災力の向上と、要援護者支援のための取組を進めます。消費者被害や特殊詐欺被害から市民を守るための啓発を進めるとともに、高齢者福祉施設等における防災・防犯の取組を推進します。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)地域における防災力向上の推進		危機管理室・福祉総務課	—
(2)減災に向けた取組の推進		危機管理室・高齢福祉室 総務予防室	—
(3)地域における防犯力向上の推進		危機管理室	—
(4)消費者被害や特殊詐欺被害の防止に向けた取組の充実	★	市民総務室	危機管理室 高齢福祉室
(5)高齢者福祉施設等における防災・防犯対策への支援		危機管理室・高齢福祉室 福祉指導監査室	—

施策の方向1 高齢者向け住まいの安定確保に向けた支援

（1）住み慣れた家で暮らし続けるための支援の提供

○住み慣れた家で暮らし続けられるよう、住宅改修（介護保険制度）や福祉用具の貸与・販売（介護保険制度）、高齢者の住まいのバリアフリーに関する相談支援を実施するとともに、耐震診断・設計・改修の補助制度などの周知に努めます。高齢の障がい者に対し、専門的な視点から身体状態を把握し、それぞれのニーズに沿った住宅改造ができるよう支援します。

住宅改修【介護保険制度】	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行う際に費用の一部を支給します。
福祉用具貸与・福祉用具販売【介護保険制度】	日常生活の自立を助けるために適切な福祉用具のレンタル・購入を行った際に費用の一部を支給します。
耐震診断・設計・改修の補助制度（開発審査室）	新耐震基準が施行された昭和56年（1981年）5月31日以前に建築主事の確認を受けて建築された木造住宅を対象に、耐震化にかかる費用の一部を補助します。
重度障害者住宅改造助成事業（高齢福祉室、障がい福祉室）	65歳以上の重度障がい者の居住する住宅で、日常生活に支障をきたしている部分を、障がいによる心身の状況に応じて住宅を改造する場合に工事費用の助成を行います。

（2）高齢者向け住まいの情報提供と相談の実施 **重点取組**

- 高齢者等の住宅の確保に特に配慮を要する方と不動産業者をつなぐための住まい探し相談会を大阪府と連携しながら実施するとともに周知に努めます。
- 高齢者の所得や介護の必要性に応じ、適切な住まいの情報提供ができるよう、Osakaあんしん住まい推進協議会（居住支援協議会）作成の「住まい探しの相談窓口ハンドブック／住まいの頼れるナビゲートブック」を活用するとともに、情報の集約を行い、分かりやすい資料作成を行います。
- Osakaあんしん住まい推進協議会（居住支援協議会）が運営する「大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム」において、入居しやすい民間賃貸住宅や居住支援活動を行う団体の情報等を一元的に提供しています。また、一般社団法人高齢者住宅推進機構が運営する「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」では、サービス付き高齢者向け住宅の詳細情報を提供しています。これらのシステムも活用しながら、高齢者の住まいに関する相談に対し適切な支援を行います。

（3）高齢者向け住まいの質の確保

- 高齢者向け住まいのうち、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームについて、大阪府と連携を図りながら、立入検査や集団指導を通じ、提供されるサービスの質の確保を行います。

（4）高齢者向け住まいの供給

- 高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮したシルバーハウジング（高齢者世話付住宅）を、現在の戸数の範囲内で供給するとともに、居住する高齢者に対し、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事支援等を行う生活援助員を派遣します。
- 民間住宅市場において最低居住水準の住宅を自力で確保することが難しい世帯へのセーフティネット機能の核として、市営住宅の供給を行います。市営住宅の建替えに際しては、車いす常用者世帯向け住宅を供給するとともに、加齢や病気等による身体機能の制限の状況に応じて、低層階やエレベーター停止階への住み替え等により、安定した居住継続への支援を行います。
- 高齢者や障がい者世帯等の住宅確保要配慮者に対し、*借上型市営住宅等への優先入居について、状況に応じて促進を図ります。

（5）高齢者向けウェルネス住宅の整備

- 北大阪健康医療都市（健都）2街区（緑のふれあい交流創生ゾーン）において、健康・医療のまちづくりの観点から、市が当該土地を民間事業者へ貸し付け、同事業者が、在宅医療や福祉関係の事業と一体となった高齢者向けウェルネス住宅の整備・運営を行います。本事業において、高齢者の自立を支援する具体的なプログラムの提供と効果検証を行うなど、先進的な取組を実施し、高齢者向け住宅の先導的モデルをめざします。

施策の方向2 バリアフリー化の推進

（1）バリアフリー化の推進

- 交通バリアフリー道路特定事業として、*重点整備地区内の駅から周辺の高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設まで及びそれらの施設間の移動に利用する歩道等の整備を進めています。平成28年度（2016年度）末で、特定経路等のバリアフリー化整備率は50.9%ですが、平成32年度（2020年度）末には特定経路等のバリアフリー化完了をめざし、引き続き重点的にバリアフリー化を実施していきます。

施策の方向3 防災・防犯の取組の充実

（1）地域における防災力向上の推進

- 災害時に必要な自助・共助・公助のうち、地域の助け合いとなる共助の部分は自助とともに大変重要であり、単一自治会等に自主防災組織の結成支援として防災用資機材を給付しています。地域で協力し合う体制や活動は被害の軽減に寄与するだけでなく、高齢者等の要援護者の状況把握や支援者の確保など必要な支援の体制づくりにも役立つことから、自主防災組織の結成を引き続き促すとともに、連合自治会など地域が主体となった防災訓練の実施に向けた支援を行います。
- 自主防災組織が未結成の地域や自主防災組織の高齢化などの課題については、今後も活動を続けていけるよう組織の中心となる地域防災リーダーの育成等に取り組むとともに、大規模災害を想定した組織間の連携強化も進めていきます。
- 災害対策基本法に基づき、本人の同意を得て要援護者の名簿を作成しています。平常時から地域で行う声かけ・見守り活動や避難訓練等に活用する等、地域における避難支援等を行う体制づくりの推進に活用できるよう、地域支援組織と協定を結ぶことにより名簿を提供していきます。
- 災害時に必要性が認められた場合に、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮が必要な方を対象に開設する福祉避難所を増やすため、関係施設との協議を進めるとともに、福祉避難所の役割などについて、市民への周知も進めていきます。また、「福祉避難所設置・運営マニュアル」を活用し、福祉避難所の迅速かつ的確な開設と円滑な運営をめざします。

（2）減災に向けた取組の推進

- 災害時における備えとして、携帯ラジオなどの日常持ち出し用品の準備や、食料、飲料水等の備蓄の準備、避難場所の確認等の取組に加え、家具や家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止するなど、減災の取組についての普及啓発を進めていきます。
- 家具等転倒防止器具の設置費用を助成する「家具等転倒防止器具設置助成」の周知も進めます。
- 一般住宅等に設置が義務付けられている住宅用火災警報器について、すべての世帯への設置に向け取り組むとともに、既に設置している場合においても、定期的な作動点検や本体の交換などの維持管理を行うよう、普及啓発を進めていきます。

（3）地域における防犯力向上の推進

- 防犯意識の高揚を目的とした防犯講座を実施していきます。
- 高齢者に対する犯罪の傾向など犯罪状況や防犯対策の知識に触れる機会を提供し、地域の防犯活動が活発なものとなるように、日常生活の中で防犯に対する意識を持ったリーダーを育成することにより、市民が自主防犯活動などを行い、地域の防犯力の向上を図ります。

- 防犯カメラの設置や、市の公用車や社会福祉施設等の車へのドライブレコーダー設置などにより、**地域の見守りの目**を増やし、犯罪抑止効果を高めています。
- 平成22年（2010年）11月には吹田警察署と締結した「**子どもと高齢者等を事件・事故から守るネットワーク吹田**」に関する協定に基づき、関係機関等と連携し、防犯情報の提供等ネットワークの充実に努めます。

コラム 31

身近にあります！ 地域の見守りの目！

地域の方々に加えて事業者の方々にも日々の見守りを行っていただいています。
街中で見かける見守りマーク、誰がつけているか知っていますか？



A



B



C



D



1



吹田市の公用車による見守り活動のマーク

公用車の運行時に、ドライブレコーダーによる見守りの目を増やす活動をしています。

2



吹田市介護保険事業者連絡会の 自主防犯パトロールのマーク

利用者の送迎時などに防犯パトロールをしています。

3



地域の見守り協力車両のマーク

ドライブレコーダーによる見守りの目を増やす活動に協力していただいている個人や事業者です。

4



高齢者見守り活動協力事業者のマーク

日常業務を通じて、例えば新聞がたまっているなど「ちょっと気になるな」ということがあると地域包括支援センターに連絡を入れます。

答え：A-4/B-1/C-2/D-3

（4）消費者被害や特殊詐欺被害の防止に向けた取組の充実 重点取組

- 消費生活センターでは、消費生活相談員が商品・サービスに関する販売方法や契約、品質・機能等についての苦情や問合せ、相談に応じています。また、消費者被害の未然防止を図るため、自治会で回覧する「くらしのかわらばん」の発行、市報すいたの消費生活センター便りの記事作成及び地域派遣学習会等で、消費者被害に関する啓発活動を行っています。
- 引き続き、高齢者被害の未然防止を図るための啓発事業を実施するとともに、関係部署と連携し、高齢者の家族や、高齢者の見守り活動を行っている福祉関係職員、民生委員・児童委員等に啓発パンフレットを配付する等、巧妙化している悪質商法や新たな手口等の情報提供を行い、地域全体での高齢者の見守りを強化していきます。また、消費者被害に遭われた場合の回復等のため、地域包括支援センター等、福祉関係部局との連携強化を図ります。
- 高齢者を狙った特殊詐欺被害は年々、悪化していることから、未然防止に向け、市民への啓発や注意喚起に取り組みます。また、平成29年度（2017年度）に開始した自動通話録音装置貸与事業の効果を検証し、必要に応じて事業継続を行います。

自動通話録音装置貸与事業 (市民総務室)	特殊詐欺被害の未然防止のため、高齢者を対象に通話録音装置の貸与を行います。
-------------------------	---------------------------------------

（5）高齢者福祉施設等における防災・防犯対策への支援

- 水防法及び土砂災害防止法が改正され、主として防災上特に配慮を要する方が利用する施設（要配慮者利用施設）において避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されました。洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内にある高齢者福祉施設等が避難確保計画の作成や避難訓練を実施し、利用者の安全確保を図れるよう、関係部局とも連携しながら支援するとともに、適切な指導を行います。
- 災害発生時における利用者の安全確保のため、高齢者福祉施設等が、防災マニュアルの策定や防災訓練の実施、地域社会との連携体制の整備推進が図れるよう支援します。
- 外部からの不審者の侵入に対する利用者の安全確保のため、高齢者福祉施設等が、防犯マニュアルの作成や訓練の実施、防犯対策を強化するために必要な安全対策等を図れるよう支援します。

コラム 32

特殊詐欺を防ぐ5つのこと

5つのことを守って詐欺に遭わないよう気を付けましょう！

① 電話の機能を活用する

- ・知らない番号からの
電話には出ない

番号通知機能を使って相手を確認めましょう！

- ・留守番電話の活用

在宅時であっても常に留守番電話に設定して犯人と直接話すことを避けましょう。

知らない電話番号



② 確認・相談をする

相手がどんなにせかしても、家族や友達、警察に相談しましょう。



③ 合言葉を作る

家族しか知らない事実や慌てていても思い出せる言葉にしましょう。

飼い犬の名前は？



ポチ

④ 還付金等の手続きで

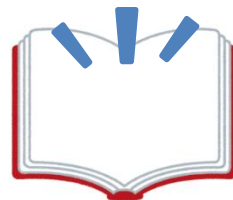
ATM に行かない

※市役所がATMの操作をお願いすることは絶対にありません。



⑤ 電話番号が電話帳に

記載されていたら削除する
犯人は電話帳を見ることも多いです！！



何かおかしいなと思ったとき、被害にあったときは **110番** しましょう！

参考資料 警視庁・大阪府警ホームページ

基本目標 8 介護サービスの充実・介護保険制度の持続可能な運営

■ 1 現状と今後の状況、課題

施策の方向 1 介護保険制度の持続可能な運営に向けた取組の推進

現状 平成 28 年度(2016 年度)	介護人材の必要人数（推計） 約 7,300 人（平成 29 年度（2017 年度）
法人向け アンケート 平成 28 年度 (2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスの新規実施予定がない、もしくは新規検討をしない理由 1 位「人材不足が懸念されるから」59.4% ・市内事業所の常勤介護職の年間退職者数（定年退職を除く） 年度当初職員の 19.9%
推計	介護人材の必要人数（推計）は平成 32 年度（2020 年度）に約 8,300 人、平成 37 年度（2025 年度）に約 9,800 人の見込み
課題	介護人材不足の状況が続き、地域密着型サービスの整備が進まないなど、介護サービスの供給に支障が生じており、介護人材確保の取組が必要

施策の方向 2 利用者支援の充実

現状 平成 28 年度(2016 年度)	「社会福祉法人等による利用者負担軽減事業」の実施申出数 11 法人 (市内 27 法人中 40%が申出)
実態調査 平成 28 年度 (2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスを利用していない理由（認定者のみ） 4 位「利用料を支払うのが難しい」5.6% 5 位「サービスを受けたいが手続きや利用方法がわからない」4.1% 8 位「利用したいサービスが利用できない、身近にない」1.4% サービスを利用したいができない人が、全体の 1 割を占めている
課題	介護保険制度の周知を進めるとともに、社会福祉法人による利用者負担の軽減の取組推進が必要

施策の方向 3 介護サービスの整備

現状 平成 28 年度(2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 6 期計画（2015-2017）で見込んだ地域密着型サービスの多くが未整備 ・特別養護老人ホームの待機者が 530 人で、そのうち入所の必要性が高いと考えられる人は 277 人（平成 29 年（2017 年）4 月現在）
実態調査 平成 28 年度 (2016 年度)	高齢者保健福祉について充実を望む施策 1 位「特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備」42.4%
課題	地域密着型サービスの整備が進んでおらず、利用者のニーズに対応できていない

参考)「特別養護老人ホームへの入所の必要性が高いと考えられる人」の考え方

既に他の介護保険施設に入所している人を除き、「1 年以内に入所を希望している要介護 4・5 の人」と「3 か月以内に入所を希望している要介護 3 の人」の合計

■ 2 課題解決に向けた施策の展開

介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護人材確保と介護給付適正化に取り組みます。また、介護が必要な状態になっても十分なサービスが利用できるよう、利用者支援の充実とともに、介護サービスの整備・質の向上を図ります。

（介護サービスの種類については、資料編（220～221ページ）参照）

施策の方向1 介護保険制度の持続可能な運営に向けた取組の推進

介護人材確保策を推進し、介護人材の確保・定着とサービスの質の向上に取り組むとともに、介護給付適正化を計画的に実施することで、介護保険制度の持続可能性を図ります。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)介護人材確保策の推進	★	高齢福祉室 地域経済振興室	生活福祉室
(2)介護サービスの質の向上と介護給付適正化		高齢福祉室 福祉指導監査室	—

施策の方向2 利用者支援の充実

介護サービスを必要とする人が安心して利用できるよう、介護保険制度に関する情報提供の充実を図ります。また、所得を理由に介護サービスの利用が制限されることのないよう、低所得者への支援を行います。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)介護保険制度の情報提供の充実	★	高齢福祉室	福祉指導監査室
(2)低所得者支援の充実		高齢福祉室	—

施策の方向3 介護サービスの整備

介護保険施設に入所が必要であるにもかかわらず自宅待機する高齢者の解消及び家族の介護を理由とした離職の防止をめざし、介護サービスの必要量について整備目標を設定し、サービス提供体制の充実に努めます。

主な取組	重点	担当室課	関連室課
(1)地域密着型サービスの整備		高齢福祉室 地域医療推進室	計画調整室
(2)今後の施設整備のあり方の検討	★	高齢福祉室	資産経営室

施策の方向1 介護保険制度の持続可能な運営に向けた取組の推進

(1) 介護人材確保策の推進 **重点取組**

- 介護人材のスキルアップや職場定着に向けて、平成30年度（2018年度）以降に、
*介護職員初任者研修や*介護福祉士実務者研修等の資格取得に取り組む介護サービス事業者に対する支援を図ります。
- 求職者と市内の介護サービス事業者とのマッチングを行うため、ハローワークや就労支援機関JOBナビすいた、吹田市介護保険事業者連絡会等の関係機関と連携し、介護職場の体験や合同面接会を実施し、幅広い世代の多様な人材の参入・参画の促進を図ります。
- JOBナビすいたにおける事業者からの求人受付や求職者とのマッチングを引き続き行うとともに、就職支援講座において「介護職員初任者研修」を毎年度実施します。
- 市と吹田市介護保険事業者連絡会が協力して毎年11月に実施する「介護フェア」等を通じて、介護の仕事を市民に広く周知するなど、介護の仕事に対するイメージアップを図ります。
- 生活困窮者等に対し、介護職員の研修や資格取得支援に関する情報提供を行います。
- 大阪府主催の地域介護人材確保連絡会議等、関係機関との連携のもと、現状や課題を共有し、更なる対策を検討します。
- 介護従事者の負担軽減を目的として、平成28年度（2016年度）に*介護ロボットを購入する介護サービス事業者に対し、経費の一部補助を行いました。今後、介護ロボット導入による効果について検証するとともに、実際の活用モデルを他の事業者にも周知していきます。

第4章 施策の展開（8 介護サービスの充実・介護保険制度の持続可能な運営）

コラム 33

ジョブ
ご存知ですか？「JOB ナビすいた」



市が地域就労支援事業として、運営しているもので、就職相談やセミナーなどの就労支援、吹田市内や近郊の事業所を中心とした職業紹介をしています。ご利用はすべて無料です。

詳しいサービス内容については、ホームページ等で確認してください。

【住所】吹田市片山町 1-1 メロード吹田 1 番館 2 階
 【開館時間】月～金・第 1 土曜日 11:00～19:00
 （受付 18:45 終了・職業紹介受付は 18:30 まで）
 【休館日】第 2～第 5 土・日・祝・年末年始

【相談コーナー】 TEL: 06-6310-5866
 【吹田市無料職業紹介】 TEL: 06-6170-8972
 FAX: 06-6310-5867
 URL: <http://www.jn-suita.jp/>

（2）介護サービスの質の向上と介護給付適正化

- 介護サービス事業者に適宜助言や指導を行うとともに、指定地域密着型サービス事業者及び指定居宅サービス事業者等に対して、人権の尊重や利用者本位のサービス提供に関する集団指導や実地指導等を行い、介護保険制度に基づく適正な運営及びサービスの質の確保を図ります。
- 吹田市介護保険事業者連絡会活動への支援や、介護保険施設等への*介護相談員の派遣等を行い、サービスの質の向上につなげます。
- 大阪府介護給付適正化計画を基に、介護給付の適正化を進め、利用者が真に必要なとする過不足のない介護サービスを適切に提供するように促します。その一つである介護給付費等分析事業においては、平成29年度（2017年度）に導入した介護給付適正化支援システムを活用し、介護給付の詳細な分析を行い、適切で質の高いケアプラン及びサービスの提供につなげます。

<想定事業量> 給付適正化の取組（大阪府介護給付適正化計画における主要8事業）

事業名称	取組内容	第6期実績	第7期見込み		
		2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
1 要介護認定の適正化	認定調査票の点検割合	100%	100%	100%	100%
	認定調査票を点検し、介護認定審査会で正確な調査資料を基に要介護認定を行えるよう努めます。				
2 ケアプランの点検	介護給付分析による確認・助言等の件数	—	30件	30件	30件
	ケアマネジャー向け研修	3回	35回	35回	35回
	平成30年度（2018年度）からは、介護給付適正化支援システムを活用し、介護給付の詳細な分析を行い、ケアマネジャーに対するケアプランの確認・助言等を行います。また、地域包括支援センター職員とケアマネジャー向けに、吹田市介護保険事業者連絡会の取組も含め様々な研修を実施し、ケアプラン作成に携わる専門職のスキルアップとケアプランの質向上を図ります。（第7期（2018-2020）からは、吹田市介護保険事業者連絡会の取組に加え、地域包括支援センターの研修、自立支援型ケアマネジメントに係る研修・会議や、医療・介護連携推進に係る研修（多職種連携研修会、ケアマネ塾）等も位置付けることとします。）				
3 住宅改修の適正化	施工内容の点検割合	100%	100%	100%	100%
	改修工事前に施工内容を点検します。また、疑義のある改修工事は、専門職による現地調査等を行います。				
4 福祉用具購入・貸与調査	理由書の確認割合	100%	100%	100%	100%
	福祉用具購入者及び福祉用具貸与利用者（軽度者（要支援1・2及び要介護1）のみ）を対象に、申請時に提出される理由書等により、福祉用具の必要性や利用状況等を確認し、疑義があれば、事業者やケアマネジャーに対する確認・助言等を行います。				

事業名称	取組内容	第6期実績	第7期見込み		
		2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
5 医療情報との突合	突合回数	12回	12回	12回	12回
	医療情報と介護保険の給付実績を毎月突合することで、疑義内容の確認等を行います。				
6 縦覧点検	点検回数	12回	12回	12回	12回
	介護サービス利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を毎月確認することで、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、疑義内容の確認等を行います。				
7 介護給付費通知	通知回数	2回	2回	2回	2回
	介護サービス利用者へサービス利用実績を年2回（9月、3月）送付し、利用者自身が実績を確認することにより、架空請求や過剰請求等の防止を図ります。				
8 給付実績の活用	給付実績の点検回数	12回	12回	12回	12回
	毎月、介護保険の給付実績を活用して、不適切な給付等を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化を図るとともに、介護サービス事業者への助言・指導等を行います。				

施策の方向2 利用者支援の充実

（1）介護保険制度の情報提供の充実 **重点取組**

- ホームページへの掲載やパンフレットの配布、出前講座を通じて、介護保険制度の周知を図ります。3年毎に行われる制度改正時には、改正内容に関するパンフレット、及びその外国語版や点字版、音声版を作成し、配布します。
- 医療機関や介護サービス事業者等の基本情報や空き情報などを検索できる**ポータルサイト「すいた年輪サポートなび」**において、定期的な更新を行うことで、より鮮度の高い情報提供を行います。

ポータルサイト「すいた年輪サポートなび」へのアクセス方法は、コラム28（p.139）をご覧ください！

（2）低所得者支援の充実

- 災害による大きな損害を受けたり、失業や長期入院等で大きく収入が減少した場合など**介護保険料**の納付が困難になった場合に減免を行います。また、課税状況や収入、資産等の一定の条件を満たす方に対しても、必要に応じて軽減を行います。
- 介護サービスの利用者の中で、低所得で、特に生計困難な方に対して、社会福祉法人がサービスの**利用者負担額**を軽減した場合に、社会福祉法人に対し助成金を交付します。また、市内すべての社会福祉法人が当該軽減事業を実施するよう働きかけるとともに、制度の周知を進めます。
- 低所得者に対し、介護保険料減免などの制度周知に努めることにより、介護保険料の未納を防ぎ、十分な介護サービスを利用できるよう、支援を行います。

施策の方向3 介護サービスの整備

（介護サービス見込量については、第5章（168～178ページ）参照）

（1）地域密着型サービスの整備

- 高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、サービス整備圏域ごとに地域密着型サービスの整備を行うとともに、募集に際しその方法等の見直しに取り組みます。24時間365日の在宅生活を支えるため、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備及び周知を進めます。
- 千里ニュータウン地域において、公的住宅の建替えにおける余剰地を活用した地域密着型サービス等の整備を進めます。
- 地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携による必要な介護サービス量を算出し、地域密着型サービスの整備に取り組みます。
- 北大阪健康医療都市（健都）2街区（緑のふれあい交流創生ゾーン）における高齢者向けウェルネス住宅において、「地域のサービス拠点」として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型デイサービスを併設します。

（2）今後の施設整備のあり方の検討 **重点取組**

- 地域密着型サービスなどの施設整備が進んでいない現状を踏まえ、市有地等の利活用も含め、今後の施設整備のあり方についての方針を検討します。
- 特別養護老人ホーム(30床以上)、介護老人保健施設について、第7期計画(2018-2020)では新規整備を見込んでいませんが、特別養護老人ホーム待機者解消のため、今後の整備について検討します。
- 既存の特別養護老人ホーム等が、施設の老朽化に伴い建替えが必要となった場合の支援のあり方についても合わせて検討します。

